

広島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第七十四号

広島県行政組織規則の一部を改正する規則

広島県行政組織規則（昭和三十九年広島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。
目次を次のように改める。

目次

- 第一章 総則（第一条―第四条）
- 第二章 本庁
 - 第一節 内部分課（第五条―第十五条）
 - 第二節 会計管理者の事務組織（第十六条―第十九条）
 - 第三節 附属機関（第二十条）
- 第三章 地方機関
 - 第一節 行政機関
 - 第一款 総務事務所（第二十一条―第二十九条）
 - 第二款 県税事務所（第三十条―第三十九条）
 - 第三款 厚生環境事務所（第四十条―第四十九条）
 - 第四款 保健所
 - 第一項 保健所（第五十条―第五十九条）
 - 第二項 附属機関（第六十条）
 - 第五款 食肉衛生検査所（第六十一条・第六十二条）
 - 第六款 動物愛護センター（第六十三条―第六十六条）
 - 第七款 こども家庭センター（第六十七条―第七十一条）
 - 第八款 農林水産事務所（第七十二条―第八十三条）
 - 第九款 畜産事務所（第八十四条・第八十五条）
 - 第十款 病虫害防除所（第八十六条・第八十七条）
 - 第十一款 家畜保健衛生所（第八十八条・第八十九条）
 - 第十二款 建設事務所（第九十条―第一百条）
 - 第十三款 港湾振興事務所（第一百一条―第一百六条）
 - 第二節 地方分課機関
 - 第一款 消防学校（第一百七条―第一百十条）
 - 第二款 東京事務所（第一百一十一条―第一百四条）
 - 第三款 自治総合研修センター（第一百五十五条―第一百六条）
 - 第四款 大阪情報センター（第一百七十七条・第一百八条）
 - 第五款 農業技術指導所（第一百九条・第二百条）

第六款 森林環境づくり支援センター(第二百一十一条―第二百二十三条)
第七款 広島西飛行場事務所(第二百二十四条―第二百二十七条)

第三節 公の施設

第一款 文書館(第二百二十八条・第二百二十九条)
第二款 総合技術研究所(第三百十条―第三百三十三条)
第三款 三次看護専門学校(第三百三十四条―第三百三十七条)
第四款 総合精神保健福祉センター(第三百三十八条―第三百四十一条)
第五款 身体障害者更生相談所(第三百四十二条・第三百四十三条)
第六款 広島学園(第三百四十四条―第三百四十七条)
第七款 県立病院(第四百八条―第四百五十二条)
第八款 職業能力開発校(第四百五十三条―第四百五十六条)
第九款 障害者職業能力開発校(第四百五十七条―第四百六十条)
第十款 農業技術大学校(第四百六十一条―第四百六十四条)

附則

第二条第三項第一号を削り、同項第一号の二中「及び同法附則第四条第二項」を削り、同号を同項第一号とする。

第八条総務管理部の部総務課の項第十九号中「地域事務所」を「総務事務所」に改め、同条財務部の部税務課の項第二十二号中「地域事務所税務局」を「県税事務所」に改める。

第十条総務管理部の部健康福祉総務課の項第十号中「地域事務所厚生環境局」を「厚生環境事務所」に改める。

第十一条総務管理部の部商工労働総務課の項第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とする。

第十二条総務管理部の部農林水産総務課の項第六号中「地域事務所農林局」を「農林水産事務所」に改め、同条農水産振興部の部畜産課の項に次の一号を加える。

十五 畜産事務所に関すること。

第十四条総務管理部の部土木総務課の項第六号中「地域事務所建設局」を「建設事務所」に改め、同項第八号及び同条空港港湾部の部港湾管理課の項第九号中「広島県広島港湾振興局」を「広島県広島港湾振興事務所」に改める。

第三章第三節を削る。

第三章第一節及び第二節を次のように改める。

第一節 行政機関

第一款 総務事務所

(名称、位置及び所管区域)

第二十一条 広島県行政機関設置条例(昭和三十九年広島県条例第九十四号。以下「行政機関設置条例」という。)第二条の規定により設置された総務事務所の名称、位置(当該総務事務所のうちの主たる事務所の位置をいう。)及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
広島県西部総務事務所	広島市中区基町	広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡及び豊田郡
広島県東部総務事務所	福山市三吉町一丁目	三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡及び神石郡
広島県北部総務事務所	三次市十日市東四丁目	三次市及び庄原市

（所掌事務）

第二十二條 総務事務所は、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 行政機関設置条例第二条第一項第一号に規定する各行政機関（以下「各行政機関」という。）の庶務、経理等に関する事務
- 二 各行政機関等の連絡調整に関する事務
- 三 各行政機関の危機管理の総括に関する事務
- 四 県民相談その他の県民生活に関する事務

（内部組織）

第二十三條 次表第一欄に掲げる総務事務所に当該第二欄に掲げる課を置き、同欄に掲げる課に当該第三欄に掲げる係を置き、当該課の位置は第四欄に掲げるとおりとする。

総務事務所名	課名	係名	位置
広島県西部総務事務所	総務課	庶務係、経理第一係、経理第二係	広島市中区基町
	総務第二課	庶務係、経理係	廿日市市桜尾本町
広島県東部総務事務所	総務課	庶務係	福山市三吉町一丁目
	経理課	経理係、契約係	尾道市古浜町
	総務第二課	庶務係、経理係	尾道市古浜町
	総務課	庶務係	三次市十日市東四丁目
広島県北部総務事務所	総務第二課	庶務係、経理第一係、経理第二係	三次市十日市東四丁目
	総務第二課	庶務係、経理第二係	庄原市東本町一丁目

（各課の分掌事務）

第二十四條 総務事務所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

広島県西部総務事務所

総務課

- 一 所の総合調整に関すること。
- 二 各行政機関の公印の管理並びに文書の收受、発送及び整理保存、職員の人事、予算及び会計事務並びに事務所の管理及び庁舎内の取締り（他所の所掌に属するものを除く。以下「庶務」という。）に関すること。（総務第二課の所掌に属するものを除く。）
- 三 広報及び広聴に関すること。
- 四 庁舎の管理に関すること。（総務第二課の所掌に属するものを除く。）
- 五 広島県西部保健所広島支所の庶務に関すること。
- 六 使用料及び手数料の徴収に関すること。（調定調書の作成等に係るものに限る、総務第二課の所掌に属するものを除く。）
- 七 工事の執行に関する契約その他の事務に関すること。（総務第二課の所掌に属するものを除く。）
- 八 各行政機関及び所管区域の全部又は一部を同じくするその他の地方機関（以下「管内地方機関」という。）の連絡調整に関すること。
- 九 地域における連絡調整に関すること。
- 十 危機管理事務の総括に関すること。
- 十一 国民保護事務の総括に関すること。
- 十二 前各号のほか、他の課の所掌に属しないこと。

総務第二課

- 一 各行政機関の庶務に関すること。（総務第二課、広島県西部県税事務所廿日市分室、広島県西部厚生環境事務所及び広島県西部建設事務所廿日市支所に係るものに限る。）
- 二 庁舎の管理に関すること。（総務第二課、広島県西部県税事務所廿日市分室、広島県西部厚生環境事務所及び広島県西部建設事務所廿日市支所に係るものに限る。）
- 三 広島県西部保健所の庶務に関すること。
- 四 使用料及び手数料の徴収に関すること。（調定調書の作成等に係るもので、広島県西部県税事務所廿日市分室、広島県西部厚生環境事務所及び広島県西部建設事務所廿日市支所に係るものに限る。）
- 五 生活保護法による保護金品に係る出納事務に関すること。
- 六 工事の執行に関する契約その他の事務に関すること。（広島県西部建設事務所廿日市支所に係るものに限る。）

広島県東部総務事務所

総務課

- 一 所の総合調整に関すること。
- 二 各行政機関の庶務に関すること。（経理課及び総務第二課の所掌に属するものを除く。）

- 三 広報及び広聴に関すること。
- 四 庁舎の管理に関すること。（総務第二課の所掌に属するものを除く。）
- 五 公舎の管理に関すること。（総務第二課の所掌に属するものを除く。）
- 六 広島県東部保健所福山支所、広島県東部畜産事務所及び広島県東部家畜保健衛生所の庶務に関すること。（経理課の所掌に属するものを除く。）
- 七 各行政機関及び管内地方機関の連絡調整に関すること。
- 八 地域における連絡調整に関すること。
- 九 危機管理事務の総括に関すること。
- 十 国民保護事務の総括に関すること。
- 十一 地域県民相談室に関すること。（総務第二課の所掌に属するものを除く。）
- 十二 前各号のほか、他の課の所掌に属しないこと。

経理課

- 一 各行政機関の予算及び会計事務に関すること。
- 二 使用料及び手数料の徴収に関すること。（調定調書の作成等に係るものに限り、総務第二課の所掌に属するものを除く。）
- 三 広島県東部保健所福山支所、広島県東部畜産事務所及び広島県東部家畜保健衛生所の予算及び会計事務に関すること。
- 四 工事の執行に関する契約その他の事務に関すること。

総務第二課

- 一 各行政機関の庶務に関すること。（総務第二課、広島県東部県税事務所尾道分室、広島県東部厚生環境事務所及び広島県東部農林水産事務所尾道農林事業所に係るものに限る。）
- 二 庁舎の管理に関すること。（尾道庁舎に係るものに限る。）
- 三 公舎の管理に関すること。（尾道市、三原市及び世羅郡の区域に係るものに限る。）
- 四 広島県東部保健所の庶務に関すること。
- 五 地域県民相談室に関すること。（尾道庁舎内に設けるものに限る。）
- 六 使用料及び手数料の徴収に関すること。（調定調書の作成等に係るもので、広島県東部県税事務所尾道分室、広島県東部厚生環境事務所及び広島県東部農林水産事務所尾道農林事業所に係るものに限る。）
- 七 工事の執行に関する契約その他の事務に関すること。（広島県東部農林水産事務所尾道農林事業所に係るものに限る。）

広島県北部総務事務所

総務課

- 一 所の総合調整に関すること。
- 二 各行政機関の庶務に関すること。（経理課及び総務第二課の所掌に属するものを除く。）

- 三 広報及び広聴に関すること。
 - 四 庁舎の管理に関すること。（総務第二課の所掌に属するものを除く。）
 - 五 公舎の管理に関すること。（総務第二課の所掌に属するものを除く。）
 - 六 広島県北部保健所、広島県食肉衛生検査所及び広島県北部こども家庭センターの庶務に関すること。（経理課の所掌に属するものを除く。）
 - 七 各行政機関及び管内地方機関の連絡調整に関すること。
 - 八 地域における連絡調整に関すること。
 - 九 危機管理事務の総括に関すること。
 - 十 国民保護事務の総括に関すること。
 - 十一 地域県民相談室に関すること。
 - 十二 雇用労働情報コーナーに関すること。
 - 十三 前各号のほか、他の課の所掌に属しないこと。
- 経理課

- 一 各行政機関の予算及び会計事務に関すること。
- 二 使用料及び手数料の徴収に関すること。（調定調書の作成等に係るもの限り、総務第二課の所掌に属するものを除く。）
- 三 広島県北部保健所、広島県食肉衛生検査所及び広島県北部こども家庭センターの予算及び会計事務に関すること。
- 四 工事の執行に関する契約その他の事務に関すること。（総務第二課の所掌に属するものを除く。）

総務第二課

- 一 各行政機関の庶務に関すること。（総務第二課、広島県北部農林水産事務所及び広島県北部建設事務所庄原支所に係るものに限る。）
- 二 庁舎の管理に関すること。（庄原庁舎に係るものに限る。）
- 三 公舎の管理に関すること。（庄原市の区域に係るものに限る。）
- 四 広島県北部畜産事務所及び広島県北部家畜保健衛生所の庶務に関すること。
- 五 使用料及び手数料の徴収に関すること。（調定調書の作成等に係るもので、広島県北部農林水産事務所及び広島県北部建設事務所庄原支所に係るものに限る。）
- 六 工事の執行に関する契約その他の事務に関すること。（広島県北部農林水産事務所、広島県北部畜産事務所及び広島県北部建設事務所庄原支所に係るものに限る。）

（各係の分掌事務）

第二十五条 総務事務所の課に置かれる係の分掌事務は、総務事務所の長が定める。

（支所の名称、位置及び担当区域）

第二十六条 行政機関設置条例第十五条の規定により、総務事務所に次のとおり支所を置く。

支所を置く総務事務所

支

所

の名称	名称	位置	担当区域
広島県西部総務事務所	広島県西部総務事務所呉支所	呉市西中央一丁目	呉市及び江田島市
	広島県西部総務事務所東広島支所	東広島市西条昭和町	竹原市、東広島市及び豊田郡

(支所の内部組織)

第二十七条 次表上欄に掲げる総務事務所の支所に当該中欄に掲げる課を置き、同欄に掲げる課に当該下欄に掲げる係を置く。

総務事務所に置く支所の名称	課名		係名
	課	名	
広島県西部総務事務所呉支所	総務課		庶務係
	経理課		経理係、契約係
広島県西部総務事務所東広島支所	総務課		庶務係
	経理課		経理係、契約係

(支所の各課の分掌事務)

第二十八条 総務事務所の支所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

広島県西部総務事務所呉支所

総務課

- 一 支所の総合調整に関すること。
- 二 各行政機関の庶務に関すること。(経理課の所掌に属するものを除く。)
- 三 広報及び広聴に関すること。
- 四 庁舎の管理に関すること。
- 五 公舎の管理に関すること。
- 六 広島県西部保健所呉支所の庶務に関すること。(経理課の所掌に属するものを除く。)
- 七 各行政機関及び管内地方機関の連絡調整に関すること。
- 八 地域における連絡調整に関すること。
- 九 危機管理事務の総括に関すること。
- 十 国民保護事務の総括に関すること。
- 十一 地域県民相談室に関すること。
- 十二 前各号のほか、他の課の所掌に属しないこと。

経理課

- 一 各行政機関の予算及び会計事務に関すること。
- 二 使用料及び手数料の徴収に関すること。(調定調書の作成等に係るものに限る。)
- 三 広島県西部保健所呉支所の予算及び会計事務に関すること。

四 工事の執行に関する契約その他の事務に関する事
広島県西部総務事務所東広島支所

総務課

- 一 支所の総合調整に関する事。
 - 二 各行政機関の庶務に関する事。（経理課の所掌に属するものを除く。）
 - 三 広報及び広聴に関する事。
 - 四 庁舎の管理に関する事。
 - 五 公舎の管理に関する事。
 - 六 広島県西部東保健所、広島県西部畜産事務所及び広島県西部家畜保健衛生所の庶務に関する事。（経理課の所掌に属するものを除く。）
 - 七 各行政機関及び管内地方機関の連絡調整に関する事。
 - 八 地域における連絡調整に関する事。
 - 九 危機管理事務の総括に関する事。
 - 十 国民保護事務の総括に関する事。
 - 十一 地域県民相談室に関する事。
 - 十二 前各号のほか、他の課の所掌に属しない事。
- 経理課

- 一 各行政機関の予算及び会計事務に関する事。
- 二 使用料及び手数料の徴収に関する事。（調定調書の作成等に係るものに限る。）
- 三 広島県西部東保健所、広島県西部畜産事務所及び広島県西部家畜保健衛生所の予算及び会計事務に関する事。
- 四 工事の執行に関する契約その他の事務に関する事。

（支所の各係の分掌事務）

第二十九条 総務事務所の支所の課に置かれる係の分掌事務は、関係総務事務所の長が定める。

第二款 県税事務所

（名称、位置及び所管区域）

第三十条 行政機関設置条例第三条の規定により設置された県税事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
広島県西部県税事務所	広島市中区基町	広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡及び豊田郡
広島県東部県税事務所	福山市三吉町一丁目	三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡及び神石郡

広島県北部県税事務所	三次市十日市 東四丁目	三次市及び庄原市
------------	----------------	----------

(所掌事務)

- 第三十一条 県税事務所は、次に掲げる事務を分掌する。
- 一 県税及び地方法人特別税並びにこれらに係る税外収入の賦課徴収に関する事。
 - 二 税外諸収入の徴収に関する事。
 - 三 納税貯蓄組合の育成指導に関する事。
 - 四 市町が処理する県税事務の指導及び監督に関する事。

(内部組織)

第三十二条 次表上欄に掲げる県税事務所に当該中欄に掲げる課を置き、同欄に掲げる課に当該下欄に掲げる係を置く。

県税事務所名	課名	係名
広島県西部県税事務所	税務管理課	出納係、還付第一係、還付第二係
	滞納整理第一課	
	滞納整理第二課	
	法人課税課	法人課税第一係、法人課税第二係、法人課税第三係
	個人課税課	個人課税第一係、個人課税第二係、個人課税第三係
	不動産税課	不動産税第一係、不動産税第二係、不動産税第三係
	自動車税課	自動車課税第一係、自動車課税第二係、自動車税収納第一係、自動車税収納第二係
	軽油税課	軽油課税係、免税軽油係
	税務管理課	
	滞納整理課	
	課税第一課	法人課税係、個人課税係
	課税第二課	不動産税第一係、不動産税第二係、自動車税係
広島県北部県税事務所	収納管理課	
	課税課	事業税係、不動産自動車税係

(各課の分掌事務)

第三十三条 県税事務所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。
広島県西部県税事務所

税務管理課

- 一 所の総合調整及び他所との連絡調整に関すること。
- 二 納税意欲の高揚に関すること。
- 三 徴税吏員証その他身分証票の管理に関すること。
- 四 県税領収証、徴収金出納簿、現金引継簿及び納付（納入）受託証書の管理に関すること。
- 五 徴収金及び過料の収入整理に関すること。
- 六 過誤納金の還付及び充当に関すること。
- 七 督促状の発付及び徴収整理票の作成に関すること。
- 八 納税証明に関すること。
- 九 前各号のほか、他課の所掌に属しないこと。

滞納整理第一課及び滞納整理第二課

- 一 県税及び地方法人特別税並びにこれらに係る税外収入の徴収に関すること。（自動車税課の所掌に属するものを除く。）
- 二 県税及び地方法人特別税の欠損処分並びにこれらに係る延滞金の減免に関すること。（自動車税課の所掌に属するものを除く。）
- 三 納税貯蓄組合の育成指導に関すること。（滞納整理第一課に限る。）

法人課税課

- 一 法人の県民税、法人の事業税及び地方法人特別税並びにこれらに係る税外収入の賦課に関すること。
- 二 法人の県民税、法人の事業税及び地方法人特別税の課税標準の調査に関すること。
- 三 法人の県民税、法人の事業税及び地方法人特別税に係る犯則取締りに関すること。

個人課税課

- 一 個人の県民税、利子等に係る県民税、特定配当等に係る県民税、特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、個人の事業税及び狩猟税並びにこれらに係る税外収入の賦課に関すること。
- 二 個人の県民税、利子等に係る県民税、特定配当等に係る県民税、特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、個人の事業税及び狩猟税の課税標準の調査に関すること。
- 三 市町が処理する県民税に係る事務に関すること。
- 四 個人の県民税、利子等に係る県民税、特定配当等に係る県民税、特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、個人の事業税及び狩猟税に係る犯則取締りに関すること。

不動産税課

- 一 不動産取得税及び固定資産税並びにこれらの県税に係る税外収入の賦課に関すること。

- 二 不動産取得税及び固定資産税の課税標準の調査に関する事
- 三 不動産取得税及び固定資産税に係る犯則取締りに関する事

自動車税課

- 一 自動車税及び同税に係る税外収入の賦課徴収に関する事
- 二 自動車税の課税標準の調査に関する事
- 三 自動車税の欠損処分及び延滞金の減免に関する事
- 四 自動車税に係る犯則取締りに関する事
- 五 証紙徴収に係る自動車税及び自動車取得税の申告書（国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）別表に掲げる広島運輸支局所管の自動車に係るものに限る。）の受付に関する事

六 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する

条例（昭和二十七年広島県条例第三十八号）第四条の自動車税の徴収に関する事

軽油税課

- 一 軽油引取税及び同税に係る税外収入の賦課に関する事
- 二 軽油引取税の免税証の管理に関する事

広島県東部県税事務所

税務管理課

- 一 所の総合調整及び他所との連絡調整に関する事
- 二 納税意欲の高揚に関する事
- 三 徴税吏員証その他身分証票の管理に関する事
- 四 県税領収証、徴収金出納簿、現金引継簿及び納付（納入）受託証書の管理に関する事
- 五 徴収金及び過料の収入整理に関する事
- 六 過誤納金の還付及び充当に関する事
- 七 督促状の発付及び徴収整理票の作成に関する事
- 八 納税証明に関する事
- 九 前各号のほか、他課の所掌に属しない事

滞納整理課

- 一 県税及び地方法人特別税並びにこれらに係る税外収入の徴収に関する事
- 二 県税及び地方法人特別税の欠損処分並びにこれらに係る延滞金の減免に関する事
- 三 納税貯蓄組合の育成指導に関する事

課税第一課

- 一 県民税、事業税、地方法人特別税及び狩猟税並びにこれらに係る税外収入の賦課に関する事
- 二 県民税、事業税、地方法人特別税及び狩猟税の課税標準の調査に関する事

- 三 県民税、事業税、地方人特別税及び狩猟税に係る犯則取締りに関すること。
- 四 市町が処理する県民税に係る事務に関する事。

課税第二課

- 一 不動産取得税、自動車税及び固定資産税並びにこれらの県税に係る税外収入の賦課に関する事。
- 二 不動産取得税、自動車税及び固定資産税の課税標準の調査に関する事。
- 三 不動産取得税、自動車税及び固定資産税に係る犯則取締りに関すること。
- 四 証紙徴収に係る自動車税及び自動車取得税の申告書（地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）別表第三に掲げる福山自動車検査登録事務所管の自動車に係るものに限る。）の受付に関する事。
- 五 軽油引取税の免税証の管理に関する事。

広島県北部県税事務所

収納管理課

- 一 所の総合調整及び他所との連絡調整に関する事。
- 二 納税意欲の高揚に関する事。
- 三 徴税吏員証その他身分証票の管理に関する事。
- 四 県税領収証、徴収金出納簿、現金引継簿及び納付（納入）受託証書の管理に関する事。
- 五 徴収金及び過料の収入整理に関する事。
- 六 過誤納金の還付及び充当に関する事。
- 七 督促状の発付及び徴収整理票の作成に関する事。
- 八 納税証明に関する事。
- 九 県税及び地方人特別税並びにこれらに係る税外収入の徴収に関する事。
- 十 県税及び地方人特別税の欠損処分並びにこれらに係る延滞金の減免に関する事。
- 十一 納税貯蓄組合の育成指導に関する事。
- 十二 前各号のほか、他課の所掌に属しない事。

課税課

- 一 県税及び地方人特別税並びにこれらに係る税外収入の賦課に関する事。
- 二 県税及び地方人特別税の課税標準の調査に関する事。
- 三 県税及び地方人特別税の犯則取締りに関すること。
- 四 軽油引取税の免税証の管理に関する事。
- 五 市町が処理する県民税に係る事務に関する事。

（各係の分掌事務）

第三十四条 県税事務所の課に置かれる係の分掌事務は、県税事務所の長が定める。

（分室の名称、位置及び担当区域）

第三十五条 行政機関設置条例第十五条の規定により、県税事務所に次のとおり分室を置く。

分室を置く県税事務所の名称	分室		
	名称	位置	担当区域
広島県西部県税事務所	広島県西部県税事務所呉分室	呉市西中央一丁目	呉市及び江田島市
	広島県西部県税事務所廿日市分室	廿日市市桜尾二丁目	広島市のうち佐伯区、大竹市及び廿日市市
	広島県西部県税事務所東広島分室	東広島市西条昭和町	竹原市、東広島市及び豊田郡
	広島県東部県税事務所尾道分室	尾道市古浜町	三原市、尾道市及び世羅郡

2 前項の規定にかかわらず、県税及び地方税法人特別税並びにこれらに係る税外収入の賦課に係る事務については、分室を置く県税事務所の所管区域を当該分室の担当区域とする。

(分室の分掌事務)

第三十六条 県税事務所の分室は、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 県税領収証、徴収金出納簿、現金引継簿及び納付（納入）受託証書の管理に関する事項。
 - 二 徴収金及び過料の収入整理に関すること。
 - 三 納税証明に関すること。
 - 四 県税及び地方税法人特別税並びにこれらに係る税外収入の徴収に関すること。
 - 五 県税及び地方税法人特別税の延滞金の減免に関すること。
 - 六 不動産取得税の減額及び徴収猶予に関すること。
 - 七 自動車税の減免に関すること。
 - 八 軽油引取税の免税証の管理に関すること。
 - 2 広島県西部県税事務所東広島分室は、前項に規定する事務のほか、次に掲げる事務を分掌する。
 - 一 不動産取得税及び固定資産税の評価標準となるべき価格の調査及び決定に関すること。
 - 二 ゴルフ場利用税及び同税に係る税外収入の賦課に関すること。
 - 三 軽油引取税及びゴルフ場利用税の課税標準の調査に関すること。
 - 四 軽油引取税及びゴルフ場利用税に係る犯則取締りに関すること。
- (分室の内部組織)

第三十七条 次表上欄に掲げる県税事務所の分室に当該中欄に掲げる課を置き、同欄に掲げる課に当該下欄に掲げる係を置く。

県税事務所に置く分室の名称	課名	係名

広島県西部県税事務所東広島分室		納税課	納税係
軽油調査課	不動産評価課	不動産評価第一係、 不動産評価第二係	

(分室の各課の分掌事務)

第三十八条 県税事務所の分室の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

広島県西部県税事務所東広島分室

納税課

- 一 分室の総合調整及び他所との連絡調整に関すること。
 - 二 県税領収証、徴収金出納簿、現金引継簿及び納付(納入)受託証書の管理に関すること。
 - 三 徴収金及び過料の収入整理に関すること。
 - 四 納税証明に関すること。
 - 五 県税及び地方人特別税並びにこれらに係る税外収入の徴収に関すること。
 - 六 県税及び地方人特別税の延滞金の減免に関すること。
 - 七 不動産取得税の減額及び徴収猶予に関すること。
 - 八 自動車税の減免に関すること。
 - 九 軽油引取税の免税証の管理に関すること。
 - 十 前各号のほか、他課の所掌に属しないこと。
- 不動産評価課
- 不動産取得税及び固定資産税の評価標準となるべき価格の調査及び決定に関すること。

軽油調査課

- 一 ゴルフ場利用税及び同税に係る税外収入の賦課に関すること。
 - 二 軽油引取税及びゴルフ場利用税の課税標準の調査に関すること。
 - 三 軽油引取税及びゴルフ場利用税に係る犯則取締りに関すること。
- (分室の各係の分掌事務)

第三十九条 県税事務所の分室の課に置かれる係の分掌事務は、関係県税事務所の長が定める。

第三款 厚生環境事務所

(名称、位置及び所管区域)

第四十条 行政機関設置条例第四条及び附則第三項の規定により設置された厚生環境事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
-----	-----	---------

広島県西部厚生環境事務所	廿日市市桜尾二丁目	広島市、呉市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡及び山県郡
広島県西部東厚生環境事務所	東広島市西条昭和町	竹原市、東広島市及び豊田郡
広島県東部厚生環境事務所	尾道市古浜町	三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡及び神石郡
広島県北部厚生環境事務所	三次市十日市東四丁目	三次市及び庄原市

2 社会福祉法第十四条第一項の規定により同条第五項に定める事務を行う事務所は、広島県西部厚生環境事務所とし、当該事務を分掌する場合の所管区域は、前項の規定にかかわらず、安芸郡府中町とする。

(所掌事務)

第四十一条 厚生環境事務所は、福祉、保健及び環境の保全に関する事務を分掌する。

(内部組織)

第四十二条 次表上欄に掲げる厚生環境事務所に当該中欄に掲げる課を置き、同欄に掲げる課に当該下欄に掲げる係を置く。

厚生環境事務所名	課名	係名
広島県西部厚生環境事務所	厚生課	厚生推進係、地域医療係
	福祉課	
	保健課	保健対策係、健康増進係
	生活衛生課	
	環境管理課	
	試験検査課	
	厚生課	厚生推進係、医療福祉係
	保健課	保健対策係、健康増進係
	生活衛生課	
	環境管理課	
広島県東部厚生環境事務所	厚生課	厚生推進係、医療福祉係
	保健課	保健対策係、健康増進係
	生活衛生課	
	環境管理課	
広島県北部厚生環境事務所	厚生課	厚生推進係、医療福祉係
	環境管理課	

	保健課	保健対策係、健康増進係
	生活衛生課	
	環境管理課	

(各課の分掌事務)

第四十三条 厚生環境事務所各課の分掌事務は、次のとおりとする。

広島県西部厚生環境事務所

厚生課

- 一 所の総合調整及び他所との連絡調整に関する事。
- 二 地域支援方策の総合的企画調整に関する事。
- 三 保健・医療・福祉の総合相談に関する事。
- 四 保健・医療・福祉に係る計画に関する事。(他課の所掌に属するものを除く。)
- 五 社会福祉法及び民生委員法に関する事。
- 六 災害救助法及び災害弔慰金の支給等に関する法律に関する事。
- 七 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法に関する事。
- 八 介護保険法に関する事。
- 九 老人福祉法に関する事。
- 十 旧軍人、軍属等の叙位及び叙勲に関する事。
- 十一 保健福祉関係情報サービスに関する事。
- 十二 福祉統計に関する事。
- 十三 老人福祉施設に関する事。
- 十四 使用料及び手数料の徴収に関する事。(調定調書の作成等に係るものを除く。)
- 十五 地域保健に関する思想の普及に係る福祉関係団体等との調整に関する事。
- 十六 前各号のほか、他課の所掌に属しない事。

福祉課

- 一 児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び障害者自立支援法に関する事。
- 二 母子及び寡婦福祉法に関する事。
- 三 生活保護法に関する事。
- 四 行旅病人及行旅死亡人取扱法に関する事。
- 五 売春防止法に関する事。
- 六 児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律に関する事。
- 七 児童の健全育成に関する事。

- 八 母子家庭の福祉の向上に関する事。
- 九 寡婦の福祉の向上に関する事。
- 十 父子家庭の福祉の向上に関する事。

保健課

- 一 健康増進に係る福祉関係団体等との調整に関する事。
- 二 社会福祉の現業活動に対する保健指導の助言に関する事。

生活衛生課

生活環境の向上に関する福祉関係団体等との調整に関する事。

環境管理課

- 一 快適な環境づくりの推進に関する事。
- 二 公害発生源に対する監視及び指導に関する事。
- 三 公害防止のために必要な測定、検査等に関する事。
- 四 公害に関する苦情処理、相談等に関する事。
- 五 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、土壌汚染対策法及びダイオキシン類対策特別措置法に関する事。
- 六 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に関する事。
- 七 広島県生活環境の保全等に関する条例に関する事。
- 八 廃棄物の処理及び清掃に関する事。
- 九 浄化槽に関する事。
- 十 化製場等に関する事。
- 十一 下水道の終末処理場の維持管理の指導に関する事。
- 十二 ねずみ及び衛生害虫の駆除に関する事。
- 十三 前各号のほか、環境の保全及び整備に関する事。

試験検査課

快適な環境づくりの推進に係る支援に関する事。

広島県西部東厚生環境事務所

厚生課

- 一 所の総合調整及び他所との連絡調整に関する事。
- 二 地域支援方策の総合的企画調整に関する事。
- 三 保健・医療・福祉の総合相談に関する事。
- 四 保健・医療・福祉に係る計画に関する事。(他課の所掌に属するものを除く。)
- 五 社会福祉法及び民生委員法に関する事。
- 六 災害救助法及び災害弔慰金の支給等に関する法律に関する事。
- 七 介護保険法に関する事。

八 老人福祉法に関すること。
九 児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び障害者自立支援法に関すること。

十 母子及び寡婦福祉法に関すること。
十一 生活保護法に関すること。（債権管理に係るものに限る。）
十二 売春防止法に関すること。

十三 児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律に関すること。（債権管理に係るものに限る。）

十四 旧軍人、軍属等の叙位及び叙勲に関すること。

十五 保健福祉関係情報サービスに関すること。

十六 福祉統計に関すること。

十七 老人福祉施設に関すること。

十八 児童の健全育成に関すること。

十九 使用料及び手数料の徴収に関すること。（調定調書の作成等に係るものを除く。）

二十 地域保健に関する思想の普及に係る福祉関係団体等との調整に関すること。

二十一 前各号のほか、他課の所掌に属しないこと。

保健課

一 健康増進に係る福祉関係団体等との調整に関すること。

二 社会福祉の現業活動に対する保健指導の助言に関すること。

生活衛生課

生活環境の向上に関する福祉関係団体等との調整に関すること。

環境管理課

一 快適な環境づくりの推進に関すること。

二 公害発生源に対する監視及び指導に関すること。

三 公害防止のために必要な測定、検査等に関すること。

四 公害に関する苦情処理、相談等に関すること。

五 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、土壌汚染対策法及びダイオキシン類対策特別措置法に関すること。

六 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に関すること。

七 広島県生活環境の保全等に関する条例に関すること。

八 廃棄物の処理及び清掃に関すること。

九 浄化槽に関すること。

十 化製場等に関すること。

十一 下水道の終末処理場の維持管理の指導に関すること。

- 十二 ねずみ及び衛生害虫の駆除に関する事。
- 十三 前各号のほか、環境の保全及び整備に関する事。

広島県東部厚生環境事務所

厚生課

- 一 所の総合調整及び他所との連絡調整に関する事。
- 二 地域支援方策の総合的企画調整に関する事。
- 三 保健・医療・福祉の総合相談に関する事。
- 四 保健・医療・福祉に係る計画に関する事。（他課の所掌に属するものを除く。）
- 五 社会福祉法及び民生委員法に関する事。
- 六 災害救助法及び災害弔慰金の支給等に関する法律に関する事。
- 七 介護保険法に関する事。
- 八 老人福祉法に関する事。
- 九 児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び障害者自立支援法に関する事。
- 十 母子及び寡婦福祉法に関する事。
- 十一 生活保護法に関する事。（債権管理に係るものに限る。）
- 十二 売春防止法に関する事。
- 十三 児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律に関する事。（債権管理に係るものに限る。）
- 十四 旧軍人、軍属等の叙位及び叙勲に関する事。
- 十五 保健福祉関係情報サービスに関する事。
- 十六 福祉統計に関する事。
- 十七 老人福祉施設に関する事。
- 十八 児童の健全育成に関する事。
- 十九 使用料及び手数料の徴収に関する事。（調定調書の作成等に係るものを除く。）
- 二十 地域保健に関する思想の普及に係る福祉関係団体等との調整に関する事。
- 二十一 前各号のほか、他課の所掌に属しない事。

保健課

- 一 健康増進に係る福祉関係団体等との調整に関する事。
 - 二 社会福祉の現業活動に対する保健指導の助言に関する事。
- ##### 生活衛生課

生活環境の向上に関する福祉関係団体等との調整に関する事。

環境管理課

- 一 快適な環境づくりの推進に関する事。
- 二 公害発生源に対する監視及び指導に関する事。
- 三 公害防止のために必要な測定、検査等に関する事。

- 四 公害に関する苦情処理、相談等に関する事。
- 五 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、土壤汚染対策法及びダイオキシン類対策特別措置法に関する事。
- 六 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に関する事。
- 七 広島県生活環境の保全等に関する条例に関する事。
- 八 廃棄物の処理及び清掃に関する事。
- 九 浄化槽に関する事。
- 十 化製場等に関する事。
- 十一 下水道の終末処理場の維持管理の指導に関する事。
- 十二 ねずみ及び衛生害虫の駆除に関する事。
- 十三 前各号のほか、環境の保全及び整備に関する事。

広島県北部厚生環境事務所

厚生課

- 一 所の総合調整及び他所との連絡調整に関する事。
- 二 地域支援方策の総合的企画調整に関する事。
- 三 保健・医療・福祉の総合相談に関する事。
- 四 保健・医療・福祉に係る計画に関する事。（他課の所掌に属するものを除く。）
- 五 社会福祉法及び民生委員法に関する事。
- 六 災害救助法、災害弔慰金の支給等に関する法律に関する事。
- 七 介護保険法に関する事。
- 八 老人福祉法に関する事。
- 九 児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び障害者自立支援法に関する事。
- 十 母子及び寡婦福祉法に関する事。
- 十一 生活保護法に関する事。（債権管理に係るものに限る。）
- 十二 売春防止法に関する事。
- 十三 児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律に関する事。（債権管理に係るものに限る。）
- 十四 旧軍人、軍属等の叙位及び叙勲に関する事。
- 十五 保健福祉関係情報サービスに関する事。
- 十六 福祉統計に関する事。
- 十七 老人福祉施設に関する事。
- 十八 児童の健全育成に関する事。
- 十九 使用料及び手数料の徴収に関する事。（調定調書の作成等に係るものを除く。）

- 二十 地域保健に関する思想の普及に係る福祉関係団体等との調整に関する事。
- 二十一 前各号のほか、他課の所掌に属しないこと。

保健課

- 一 健康増進に係る福祉関係団体等との調整に関する事。
- 二 社会福祉の現業活動に対する保健指導の助言に関する事。

生活衛生課

生活環境の向上に関する福祉関係団体等との調整に関する事。

環境管理課

- 一 快適な環境づくりの推進に関する事。
- 二 公害発生源に対する監視及び指導に関する事。
- 三 公害防止のために必要な測定、検査等に関する事。
- 四 公害に関する苦情処理、相談等に関する事。
- 五 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、土壌汚染対策法及びダイオキシン類対策特別措置法に関する事。
- 六 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に関する事。

- 七 広島県生活環境の保全等に関する条例に関する事。
- 八 廃棄物の処理及び清掃に関する事。
- 九 浄化槽に関する事。
- 十 化製場等に関する事。
- 十一 下水道の終末処理場の維持管理の指導に関する事。
- 十二 ねずみ及び衛生害虫の駆除に関する事。
- 十三 前各号のほか、環境の保全及び整備に関する事。

(各係の分掌事務)

第四十四条 厚生環境事務所の課に置かれる係の分掌事務は、厚生環境事務所の長が定める。(支所の名称、位置及び担当区域)

第四十五条 行政機関設置条例第十五条の規定により、厚生環境事務所に次のとおり支所を置く。

支所を置く厚生環境事務所の名称	支 所	
	名 称	位 置
広島県西部厚生環境事務所	広島県西部厚生環境事務所広島支所	広島市中区基町
	広島県西部厚生環境事務所呉支所	呉市西中央一丁目
	担当区域 広島市、安芸高田市、安芸郡及び山県郡 呉市及び江田島市	

広島県東部厚生環境事務所	広島県東部厚生環境事務所福山支所	福山市三吉町一丁目	福山市、府中市及び神石郡
--------------	------------------	-----------	--------------

(支所の分掌事務)

第四十六条 厚生環境事務所の支所は、福祉(社会福祉に関する事務を除く。)、保健及び環境の保全に関する事務を分掌する。

2 広島県東部厚生環境事務所福山支所は、前項に規定する事務のほか、介護保険法及び老人福祉法に関する事務を分掌する。

(支所の内部組織)

第四十七条 次表上欄に掲げる厚生環境事務所の支所に当該中欄に掲げる課を置き、同欄に掲げる課に当該下欄に掲げる係を置く。

厚生環境事務所に置く支所の名称	課名	係名
広島県西部厚生環境事務所広島支所	厚生保健課 衛生環境課	厚生推進係、医療福祉係、保健対策係、健康増進係 食品薬事係、環境管理係
広島県西部厚生環境事務所呉支所	厚生保健課 衛生環境課	厚生医療係、保健係
広島県東部厚生環境事務所福山支所	厚生保健課 衛生環境課 試験検査課	厚生推進係、医療福祉係、保健対策係、健康増進係 食品薬事係、環境管理係

(支所の各課の分掌事務)

第四十八条 厚生環境事務所の支所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

広島県西部厚生環境事務所広島支所

厚生保健課

- 一 支所の総合調整及び他所との連絡調整に関すること。
- 二 地域支援方策の総合的企画調整に関すること。
- 三 保健・医療・福祉の総合相談に関すること。
- 四 保健・医療・福祉に係る計画に関すること。(他課の所掌に属するものを除く。)
- 五 災害救助法及び災害弔慰金の支給等に関する法律に関すること。
- 六 母子及び寡婦福祉法に関すること。
- 七 生活保護法に関すること。(債権管理に係るものに限る。)
- 八 児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律に関すること。(債権管理に係るものに限る。)

- 九 保健福祉関係情報サービスに関すること。
- 十 老人福祉施設に関すること。
- 十一 使用料及び手数料の徴収に関すること。（調定調書の作成等に係るものを除く。）
- 十二 健康増進に係る福祉関係団体等との調整に関すること。
- 十三 社会福祉の現業活動に対する保健指導の助言に関すること。
- 十四 前各号のほか、他課の所掌に属しないこと。

衛生環境課

- 一 生活環境の向上に関する福祉関係団体等との調整に関すること。
- 二 快適な環境づくりの推進に関すること。
- 三 公害発生源に対する監視及び指導に関すること。
- 四 公害防止のために必要な測定、検査等に関すること。
- 五 公害に関する苦情処理、相談等に関すること。
- 六 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、土壌汚染対策法及びダイオキシン類対策特別措置法に関すること。
- 七 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に関すること。
- 八 広島県生活環境の保全等に関する条例に関すること。
- 九 廃棄物の処理及び清掃に関すること。
- 十 浄化槽に関すること。
- 十一 化製場等に関すること。
- 十二 下水道の終末処理場の維持管理の指導に関すること。
- 十三 ねずみ及び衛生害虫の駆除に関すること。
- 十四 前各号のほか、環境の保全及び整備に関すること。

広島県西部厚生環境事務所呉支所

厚生保健課

- 一 支所の総合調整及び他所との連絡調整に関すること。
- 二 地域支援方策の総合的企画調整に関すること。
- 三 保健・医療・福祉の総合相談に関すること。
- 四 保健・医療・福祉に係る計画に関すること。（他課の所掌に属するものを除く。）
- 五 災害救助法及び災害弔慰金の支給等に関する法律に関すること。
- 六 母子及び寡婦福祉法に関すること。
- 七 生活保護法に関すること。（債権管理に係るものに限る。）
- 八 児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律に関すること。（債権管理に係るものに限る。）
- 九 保健福祉関係情報サービスに関すること。

- 十 老人福祉施設に關すること。
- 十一 使用料及び手数料の徴収に關すること。（調定調書の作成等に係るものを除く。）
- 十二 健康増進に係る福祉関係団体等との調整に關すること。
- 十三 社会福祉の現業活動に対する保健指導の助言に關すること。
- 十四 前各号のほか、他課の所掌に属しないこと。

衛生環境課

- 一 生活環境の向上に關する福祉関係団体等との調整に關すること。
- 二 快適な環境づくりの推進に關すること。
- 三 公害発生源に対する監視及び指導に關すること。
- 四 公害防止のために必要な測定、検査等に關すること。
- 五 公害に關する苦情処理、相談等に關すること。
- 六 特定工場における公害防止組織の整備に關する法律、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、土壤汚染対策法及びダイオキシン類対策特別措置法に關すること。
- 七 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に關する法律に關すること。
- 八 広島県生活環境の保全等に關する条例に關すること。
- 九 廃棄物の処理及び清掃に關すること。
- 十 浄化槽に關すること。
- 十一 化製場等に關すること。
- 十二 下水道の終末処理場の維持管理の指導に關すること。
- 十三 ねずみ及び衛生害虫の駆除に關すること。
- 十四 前各号のほか、環境の保全及び整備に關すること。

広島県東部厚生環境事務所福山支所

厚生保健課

- 一 支所の総合調整及び他所との連絡調整に關すること。
- 二 地域支援方策の総合的企画調整に關すること。
- 三 保健・医療・福祉の総合相談に關すること。
- 四 保健・医療・福祉に係る計画に關すること。（他課の所掌に属するものを除く。）
- 五 災害救助法及び災害弔慰金の支給等に關する法律に關すること。
- 六 介護保険法に關すること。
- 七 老人福祉法に關すること。
- 八 母子及び寡婦福祉法に關すること。
- 九 生活保護法に關すること。（債権管理に係るものに限る。）
- 十 児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に關する法律に關すること。（債権管理に係るものに限る。）

- 十一 保健福祉関係情報サービスに関すること。
- 十二 老人福祉施設に関すること。
- 十三 使用料及び手数料の徴収に関すること。（調定調書の作成等に係るものを除く。）
- 十四 健康増進に係る福祉関係団体等との調整に関すること。
- 十五 社会福祉の現業活動に対する保健指導の助言に関すること。
- 十六 前各号のほか、他課の所掌に属しないこと。

衛生環境課

- 一 生活環境の向上に関する福祉関係団体等との調整に関すること。
- 二 快適な環境づくりの推進に関すること。
- 三 公害発生源に対する監視及び指導に関すること。
- 四 公害防止のために必要な測定、検査等に関すること。
- 五 公害に関する苦情処理、相談等に関すること。
- 六 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、土壌汚染対策法及びダイオキシン類対策特別措置法に関すること。
- 七 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に関すること。
- 八 広島県生活環境の保全等に関する条例に関すること。
- 九 廃棄物の処理及び清掃に関すること。
- 十 浄化槽に関すること。
- 十一 化製場等に関すること。
- 十二 下水道の終末処理場の維持管理の指導に関すること。
- 十三 ねずみ及び衛生害虫の駆除に関すること。
- 十四 前各号のほか、環境の保全及び整備に関すること。

試験検査課

快適な環境づくりの推進に係る支援に関すること。

（支所の各係の分掌事務）

第四十九条 厚生環境事務所の支所の課に置かれる係の分掌事務は、関係厚生環境事務所の長が定める。

第四款 保健所

第一項 保健所

（名称、位置及び所管区域）

第五十条 地域保健法（昭和二十二年法律第一百一号）第五条第一項並びに行政機関設置条例第五条及び附則第四項の規定により設置された保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
広島県西部保健所	廿日市市桜尾二丁目	大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡及び山県郡
広島県西部東保健所	東広島市西条昭和町	竹原市、東広島市及び豊田郡
広島県東部保健所	尾道市古浜町	三原市、尾道市、府中市、世羅郡及び神石郡
広島県北部保健所	三次市十日市東四丁目	三次市及び庄原市

(所掌事務)

第五十一条 保健所は、地域保健法に基づき、地域保健の向上及び増進に関する事務を分掌する。

(内部組織)

第五十二条 次表上欄に掲げる保健所に当該中欄に掲げる課を置き、同欄に掲げる課に当該下欄に掲げる係を置く。

保健所名	課名				係名	
	厚生課	保健課	生活衛生課	試験検査課	厚生推進係	地域医療係
広島県西部保健所	厚生課	保健課	生活衛生課	試験検査課	厚生推進係、地域医療係	
	保健課				保健対策係、健康増進係	
	生活衛生課				保健対策係、健康増進係	
					厚生推進係、医療福祉係	
広島県西部東保健所、広島県東部保健所及び広島県北部保健所	厚生課	保健課	生活衛生課	試験検査課	厚生推進係、医療福祉係	

(各課の分掌事務)

第五十三条 保健所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

厚生課

- 一 所の総合調整に関すること。
- 二 使用料及び手数料の徴収に関すること。(調定調書の作成等に係るものを除く。)
- 三 食品衛生監視員等の身分証票等の交付に関すること。
- 四 地域支援方策の総合的企画調整に関すること。
- 五 保健・医療・福祉の総合相談に関すること。
- 六 保健・医療・福祉に係る計画に関すること。(他課の所掌に属するものを除く。)
- 七 保健福祉関係情報サービスに関すること。
- 八 保健統計及び人口動態統計に関すること。

- 九 医療法に関すること。
- 十 歯科技工士法に関すること。
- 十一 臨床検査技師等に関する法律に関すること。
- 十二 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）に関すること。
- 十三 柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に関すること。
- 十四 角膜、臓器及び骨髄移植に関すること。
- 十五 死体の解剖及び保存に関すること。
- 十六 救急医療に関すること。
- 十七 介護保険法に関すること。
- 十八 地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること。

保健課

- 一 環境保健に関すること。
- 二 歯科保健に関すること。
- 三 予防接種に関すること。
- 四 感染症予防に関すること。
- 五 難病に関すること。
- 六 特定疾患に関すること。
- 七 精神保健及び精神障害者福祉に関すること。
- 八 小児特定疾患に関すること。
- 九 広島県感染症診査協議会に関すること。
- 十 健康増進に関すること。
- 十一 母子保健に関すること。
- 十二 児童福祉法に基づく療育に関すること。
- 十三 児童虐待の防止等に関する法律に関すること。
- 十四 母体保護に関すること。
- 十五 保健指導に関すること。
- 十六 栄養改善、栄養士及び調理師に関すること。
- 十七 中高年保健医療対策に関すること。
- 十八 毒ガス障害者の援護に関すること。（広島県西部保健所及び広島県北部保健所を除く。）
- 十九 障害者自立支援法に基づく自立支援医療（障害者自立支援法施行令第一条第二号に規定する医療を除く。）に関すること。
- 二十 肝炎対策に関すること。
- 二十一 前各号のほか、疾病の予防に関すること。

生活衛生課

- 一 生活環境の向上に関すること。
 - 二 理容師及び理容所並びに美容師及び美容所に関すること。（広島県西部東保健所及び広島県北部保健所を除く。）
 - 三 興行場、旅館業及び公衆浴場に関すること。（広島県西部東保健所及び広島県北部保健所を除く。）
 - 四 クリーニング業に関すること。（広島県西部東保健所及び広島県北部保健所を除く。）
 - 五 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関すること。
 - 六 墓地、埋葬等に関すること。（広島県西部東保健所及び広島県北部保健所を除く。）
 - 七 建築物における衛生的環境の確保に関すること。（広島県西部東保健所及び広島県北部保健所を除く。）
 - 八 生活衛生調査に関すること。
 - 九 水道に関すること。
 - 十 食品衛生に関すること。
 - 十一 狂犬病予防に関すること。
 - 十二 薬事法（家畜保健衛生所の所掌に属するものを除く。）、薬剤師法、毒物及び劇物取締法、麻薬及び向精神薬取締法、あへん法、大麻取締法、覚せい剤取締法及び安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に関すること。
 - 十三 温泉法に関すること。
 - 十四 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に関すること。（広島県北部保健所を除く。）
 - 十五 医薬品の適正使用に関すること。
 - 十六 献血の推進に関すること。
 - 十七 医薬品その他衛生資材に関すること。
 - 十八 前各号のほか、生活衛生に関すること。
- 試験検査課（広島県西部保健所に限る。）
衛生上の試験検査に関すること。

（各係の分掌事務）

第五十四条 保健所の課に置かれる係の分掌事務は、保健所の長が定める。

（支所の名称、位置及び担当区域）

第五十五条 行政機関設置条例第十五条の規定により、保健所に次のとおり支所を置く。

支所を置く保健所の名称	支所		
	名称	位置	担当区域
広島県西部保健所	広島県西部保健所	広島市中区基	安芸高田市、安芸郡及び
	広島支所	町	山県郡
広島県西部保健所	広島県西部保健所	呉市西中央一	江田島市

広島県東部保健所	呉支所	丁目	
福山支所	広島県東部保健所	福山市三吉町一丁目	府中市及び神石郡

(支所の分掌事務)

第五十六条 保健所の支所は、地域保健に関する事務を分掌する。

(支所の内部組織)

第五十七条 次表上欄に掲げる保健所の支所に当該中欄に掲げる課を置き、同欄に掲げる課に当該下欄に掲げる係を置く。

保健所に置く支所の名称	課名	係名
広島県西部保健所広島支所	厚生保健課	厚生推進係、医療福祉係、保健対策係、健康増進係
	衛生環境課	食品薬事係
広島県西部保健所呉支所	厚生保健課	厚生医療係、保健係
	衛生環境課	
広島県東部保健所福山支所	厚生保健課	厚生推進係、医療福祉係、保健対策係、健康増進係
	衛生環境課	食品薬事係
	試験検査課	

(支所の各課の分掌事務)

第五十八条 保健所の支所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

厚生保健課

- 一 支所の総合調整に関すること。
- 二 使用料及び手数料の徴収に関すること。(調定調書の作成等に係るものを除く。)
- 三 食品衛生監視員等の身分証票等の交付に関すること。
- 四 地域支援方策の総合的企画調整に関すること。
- 五 保健・医療・福祉の総合相談に関すること。
- 六 保健・医療・福祉に係る計画に関すること。(他課の所掌に属するものを除く。)
- 七 保健福祉関係情報サービスに関すること。
- 八 医療法に関すること。
- 九 歯科技工士法に関すること。
- 十 臨床検査技師等に関する法律に関すること。
- 十一 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に関すること。

- 十二 柔道整復師法に関すること。
- 十三 角膜、臓器及び骨髄移植に関すること。
- 十四 死体の解剖及び保存に関すること。
- 十五 救急医療に関すること。
- 十六 介護保険法に関すること。（広島県東部保健所福山支所に限る。）
- 十七 地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること。
- 十八 環境保健に関すること。
- 十九 歯科保健に関すること。
- 二十 予防接種に関すること。
- 二十一 感染症予防に関すること。
- 二十二 難病に関すること。
- 二十三 特定疾患に関すること。
- 二十四 精神保健及び精神障害者福祉に関すること。
- 二十五 小児特定疾患に関すること。
- 二十六 広島県感染症診査協議会に関すること。
- 二十七 健康増進に関すること。
- 二十八 母子保健に関すること。
- 二十九 児童福祉法に基づく療育に関すること。
- 三十 児童虐待の防止等に関する法律に関すること。
- 三十一 母体保護に関すること。
- 三十二 保健指導に関すること。
- 三十三 栄養改善、栄養士及び調理師に関すること。
- 三十四 中高年保健医療対策に関すること。
- 三十五 障害者自立支援法に基づく自立支援医療（障害者自立支援法施行令第一条第二号に規定する医療を除く。）に関すること。
- 三十六 肝炎対策に関すること。
- 三十七 前各号のほか、疾病の予防に関すること。

衛生環境課

- 一 生活環境の向上に関すること。
- 二 食品衛生に関すること。
- 三 狂犬病予防に関すること。
- 四 薬事法（家畜保健衛生所の所掌に属するものを除く。）、薬剤師法、毒物及び劇物取締法、麻薬及び向精神薬取締法、あへん法、大麻取締法、覚せい剤取締法及び安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に関すること。
- 五 医薬品の適正使用に関すること。
- 六 献血の推進に関すること。

- 七 医薬品その他衛生資材に関すること。
- 八 前各号のほか、生活衛生に関すること。
試験検査課（広島県東部保健所福山支所に限る。）
衛生上の試験検査に関すること。

（支所の各係の分掌事務）

第五十九条 保健所の支所の課に置かれる係の分掌事務は、関係保健所の長が定める。

第二項 附属機関

（附属機関）

第六十条 地方自治法第三百三十八条の四第三項の附属機関として保健所に置かれるものの名称及び目的は、次のとおりである。

名 称	目 的
広島県感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定に基づき、知事の諮問に応じ、感染症患者等に対する就業制限の通知、入院の勧告、入院の期間の延長及び結核患者が結核指定医療機関の医療を受けるために必要な費用の県費負担に関する必要な事項について審議し、並びに緊急時に広島県感染症診査協議会に諮問しないで行った就業制限の通知の報告及び入院勧告の報告について意見を述べること。

第五款 食肉衛生検査所

（名称、位置及び所管区域）

第六十一条 行政機関設置条例第七条の規定により設置された食肉衛生検査所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
広島県食肉衛生検査所	三次市栗屋町	広島市、呉市及び福山市を除く県内全域

（所掌事務）

第六十二条 食肉衛生検査所は、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 獣畜のと殺又は解体に伴う検査に関すること。
- 二 獣畜の肉、内臓等の検査に関すること。
- 三 と畜場の設置者若しくは管理者又はと畜業者の指導及び監督に関すること。
- 四 食鳥検査に関すること。
- 五 食鳥処理業者の指導及び監督に関すること。
- 六 前各号のほか、獣畜のと殺及び解体並びにと畜場並びに食鳥処理及び食鳥処理場に関すること。

第六款 動物愛護センター

（名称、位置及び所管区域）

第六十三条 行政機関設置条例第八条の規定により設置された動物愛護センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
1 広島県動物愛護センター	三原市本郷町	広島市、呉市及び福山市を除く県内全域

(所掌事務)

第六十四条 動物愛護センターは、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 動物の愛護指導に関すること。
- 二 犬の抑留に関すること。
- 三 犬及びねこの引取りに関すること。
- 四 疾病・負傷動物の収容に関すること。
- 五 前各号のほか、動物の愛護及び狂犬病予防に関すること。(保健所の所掌に属するものを除く。)

(内部組織)

第六十五条 動物愛護センターに次の課を置く。

総務課

指導課

(各課の分掌事務)

第六十六条 動物愛護センターの各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- 一 センターの庶務に関すること。
- 二 使用料及び手数料の徴収に関すること。
- 三 狂犬病予防員証その他の身分証票の管理に関すること。
- 四 前三号のほか、指導課の所掌に属しないこと。

指導課

- 一 動物愛護思想の普及啓発に関すること。
- 二 動物の飼育相談に関すること。
- 三 人畜共通伝染病の調査研究に関すること。
- 四 犬及びねこの飼育あつせんに関すること。
- 五 動物による咬傷事故調査及び不良飼育者の指導に関すること。
- 六 犬の抑留に関すること。
- 七 犬及びねこの引取りに関すること。
- 八 疾病・負傷動物等の収容措置に関すること。
- 九 前各号のほか、動物の愛護及び狂犬病予防に関すること。

第七款 こども家庭センター

(名称、位置及び所管区域)

第六十七条 児童福祉法第十二条第一項、知的障害者福祉法第十二条第一項、売春防止法第三十四条第一項及び行政機関設置条例第六条の規定により設置された子ども家庭センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
広島県西部子ども家庭センター	広島市南区宇品東四丁目	呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡及び豊田郡
広島県東部子ども家庭センター	福山市瀬戸町	三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡及び神石郡
広島県北部子ども家庭センター	三次市十日市東四丁目	三次市及び庄原市

2 前項の規定にかかわらず、売春防止法第三十四条第二項各号及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第三条第三項各号に掲げる事務については、広島市の区域は広島県西部子ども家庭センターの所管区域とする。

(所掌事務)

第六十八条 子ども家庭センターは、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 児童福祉法による市町に対する技術的な援助及び助言に関すること。
- 二 児童に関する相談に関すること。
- 三 児童及びその家庭に関する調査及び判定に関すること。
- 四 児童及びその保護者の指導に関すること。
- 五 児童福祉法による児童等に対する措置に関すること。
- 六 児童の一時保護に関すること。(広島県北部子ども家庭センターを除く。)
- 七 児童福祉法による障害児施設給付費、特定入所障害児食費等給付費及び障害児施設医療費の支給決定並びに障害児施設等の利用に係る情報の提供、相談及び助言、あつせん、調整並びに要請に関すること。
- 八 市町の知的障害者の更生援護の実施に関し、市町相互間の連絡及び調整、市町に対する情報の提供その他必要な援助に関すること。
- 九 知的障害者に対する専門的な知識及び技術を要する相談及び指導に関すること。
- 十 十八歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。
- 十一 障害者自立支援法による市町に対する技術的事項についての協力その他必要な援助に関すること。
- 十二 売春防止法に基づく要保護女子等問題を抱えた女性に関する相談、医学的、心理学的及び職能的判定、自立支援等に関すること。
- 十三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく配偶者暴力相談支援センターとして、配偶者からの暴力被害者支援に関する相談、医学的又は心理学的な

指導、関係機関との調整、自立支援等に関すること。

十四 売春防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく一時保護に関すること。（広島県西部子ども家庭センターに限る。）

2 広島県西部子ども家庭センターは、前項に規定する事務のほか、次に掲げる事務を分掌する。

一 他の子ども家庭センターの援助及び連絡に関すること。

二 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第四条に規定する中央児童相談所としての業務に関すること。

（内部組織）

第六十九条 次表上欄に掲げる子ども家庭センターに当該中欄に掲げる課を置き、同欄に掲げる課に当該下欄に掲げる係を置く。

子ども家庭センター名	課名	係名
広島県西部子ども家庭センター	総務企画課	
	相談援助課	子ども相談係、援助係
	女性相談課	
	判定指導課	
	一時保護課	
	総務課	
	相談援助課	子ども相談係、援助係
広島県北部子ども家庭センター	判定指導課	
	相談援助課	
	一時保護課	
	判定指導課	

（各課の分掌事務）

第七十条 子ども家庭センターの各課の分掌事務は、次のとおりとする。

広島県西部子ども家庭センター

総務企画課

一 センターの庶務に関すること。

二 センターの事業の企画及び総合調整に関すること。

三 児童、知的障害者、要保護女子等問題を抱えた女性及び配偶者からの暴力被害者の福祉に関する情報の収集及び提供に関すること。

四 児童、知的障害者、要保護女子等問題を抱えた女性及び配偶者からの暴力被害者の福祉に係る人材育成に関すること。

五 前各号のほか、他課の所掌に属しないこと。
相談援助課

- 一 児童福祉法による市町に対する技術的な援助及び助言に関すること。
- 二 児童に関する相談に関すること。
- 三 児童及びその家庭に関する調査に関すること。
- 四 前号の調査に基づく児童及びその保護者の指導に関すること。
- 五 児童福祉法による児童等に対する措置に関すること。
- 六 児童福祉施設及び里親との連絡に関すること。
- 七 児童福祉法による障害児施設給付費、特定入所障害児食費等給付費及び障害児施設医療費の支給決定並びに障害児施設等の利用に係る情報の提供、相談及び助言、あつせん、調整並びに要請に関すること。

女性相談課

- 一 要保護女子等問題を抱えた女性に関する相談、自立支援等に関すること。
- 二 配偶者からの暴力被害者に関する相談、関係機関との調整、自立支援等に関すること。

判定指導課

- 一 児童及びその家庭に関する判定に関すること。
- 二 前号の判定に基づく児童及びその保護者の指導に関すること。
- 三 市町の知的障害者の更生援護の実施に関し、市町相互間の連絡及び調整、市町に對する情報の提供その他必要な援助に関すること。
- 四 知的障害者に対する専門的な知識及び技術を要する相談及び指導に関すること。
- 五 十八歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。
- 六 障害者自立支援法による市町に對する技術的事項についての協力その他必要な援助に関すること。
- 七 要保護女子等問題を抱えた女性の医学的、心理学的及び職能的判定並びにこれらに付随する指導に関すること。
- 八 配偶者からの暴力被害者の医学的又は心理学的な指導に関すること。

一時保護課

- 一 児童の一時保護に関すること。
- 二 要保護女子等問題を抱えた女性及び配偶者からの暴力被害者の一時保護に関すること。

広島県東部こども家庭センター

総務課

- 一 センターの庶務に関すること。
- 二 前号のほか、他課の所掌に属しないこと。

相談援助課

- 一 児童福祉法による市町に対する技術的な援助及び助言に関すること。
- 二 児童に関する相談に関すること。
- 三 児童及びその家庭に関する調査に関すること。
- 四 前号の調査に基づく児童及びその保護者の指導に関すること。
- 五 児童福祉法による児童等に対する措置に関すること。
- 六 児童福祉施設及び里親との連絡に関すること。
- 七 児童福祉法による障害児施設給付費、特定入所障害児食費等給付費及び障害児施設医療費の支給決定並びに障害児施設等の利用に係る情報の提供、相談及び助言、あつせん、調整並びに要請に関すること。
- 八 要保護女子等問題を抱えた女性に関する相談、自立支援等に関すること。
- 九 配偶者からの暴力被害者に関する相談、関係機関との調整、自立支援等に関すること。

判定指導課

- 一 児童及びその家庭に関する判定に関すること。
- 二 前号の判定に基づく児童及びその保護者の指導に関すること。
- 三 市町の知的障害者の更生援護の実施に関し、市町相互間の連絡及び調整、市町に対する情報の提供その他必要な援助に関すること。
- 四 知的障害者に対する専門的な知識及び技術を要する相談及び指導に関すること。
- 五 十八歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。
- 六 障害者自立支援法による市町に対する技術的事項についての協力その他必要な援助に関すること。
- 七 要保護女子等問題を抱えた女性の医学的、心理学的及び職能的判定並びにこれらに付随する指導に関すること。
- 八 配偶者からの暴力被害者の医学的又は心理学的な指導に関すること。

一時保護課

児童の一時保護に関すること。

広島県北部子ども家庭センター

相談援助課

- 一 センターの庶務に関すること。
- 二 児童福祉法による市町に対する技術的な援助及び助言に関すること。
- 三 児童に関する相談に関すること。
- 四 児童及びその家庭に関する調査に関すること。
- 五 前号の調査に基づく児童及びその保護者の指導に関すること。
- 六 児童福祉法による児童等に対する措置に関すること。
- 七 児童福祉施設及び里親との連絡に関すること。
- 八 児童福祉法による障害児施設給付費、特定入所障害児食費等給付費及び障害児施

- 設医療費の支給決定並びに障害施設等の利用に係る情報の提供、相談及び助言、あつせん、調整並びに要請に関すること。
- 九 要保護女子等問題を抱えた女性に関する相談、自立支援等を行うこと。
- 十 配偶者からの暴力被害者に関する相談、関係機関との調整、自立支援等に関すること。
- 十一 前各号のほか、判定指導課の所掌に属しないこと。
- 判定指導課

- 一 児童及びその家庭に関する判定に関すること。
- 二 前号の判定に基づく児童及びその保護者の指導に関すること。
- 三 市町の知的障害者の更生援護の実施に関し、市町相互間の連絡及び調整、市町に對する情報の提供その他必要な援助に関すること。
- 四 知的障害者に対する専門的な知識及び技術を要する相談及び指導に関すること。
- 五 十八歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。
- 六 障害者自立支援法による市町に對する技術的事項についての協力その他必要な援助に関すること。

七 要保護女子等問題を抱えた女性の医学的、心理学的及び職能的判定並びにこれらに付随する指導に関すること。

八 配偶者からの暴力被害者の医学的又は心理学的な指導に関すること。
(各係の分掌事務)

第七十一条 こども家庭センターの課に置かれる係の分掌事務は、こども家庭センターの長が定める。

第八款 農林水産事務所

(名称、位置及び所管区域)

第七十二条 行政機関設置条例第九条の規定により設置された農林水産事務所の名称、位置(当該農林水産事務所のうちの主たる事務所の位置をいう。)及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
広島県西部農林水産事務所	広島市中区基町	広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡及び豊田郡
広島県東部農林水産事務所	福山市三吉町一丁目	三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡及び神石郡
広島県北部農林水産事務所	庄原市東本町一丁目	三次市及び庄原市

(所掌事務)

- 三 農業の構造改革の推進に関すること。
- 四 ハートフル農園支援事業の推進に関すること。
- 五 集落農場型農業生産法人の育成に関すること。
- 六 農業外企業の農業分野への参入促進に関すること。
- 七 土地利用対策の連絡調整並びに土地取引及び土地利用の規制に関すること。
- 八 農業経営基盤の強化の促進に関すること。
- 九 農地保有合理化事業の推進に関すること。
- 十 中山間地域等直接支払事業の推進に関すること。
- 十一 農山漁村における人権問題対策の推進に関すること。
- 十二 自作農財産事務に関すること。
- 十三 食の安全・安心に関すること。（厚生環境事務所及び保健所の所掌に属するものを除く。）
- 十四 農産物の生産及び流通に関すること。
- 十五 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に関すること。
- 十六 加工食料品及び生鮮食料品の流通及び消費に関すること。
- 十七 食品表示の適正化に関すること。
- 十八 環境保全型農業の推進に関すること。
- 十九 農薬取締りに関すること。
- 二十 前各号のほか、農業の指導及び奨励に関すること並びに他課の所掌に属しないこと。

水産課

- 一 水産業の構造改革の推進に関すること。（水産第二課の所掌に属するものを除く。）
- 二 水産物の生産及び流通に関すること。（水産第二課の所掌に属するものを除く。）
- 三 水産基盤整備事業の推進に関すること。（水産第二課及び建設事務所の所掌に属するものを除く。）
- 四 漁業経営構造改善事業の推進に関すること。（水産第二課の所掌に属するものを除く。）
- 五 漁業法に関すること。（水産第二課の所掌に属するものを除く。）
- 六 漁船登録及び小型漁船の総トン数の測度に関すること。（水産第二課の所掌に属するものを除く。）
- 七 遊漁船業の適正化に関すること。（水産第二課の所掌に属するものを除く。）
- 八 前各号のほか、水産業の指導及び奨励に関すること。

水産第二課

- 一 水産業の構造改革の推進に関すること。（呉市、竹原市、東広島市、江田島市及び豊田郡の区域に係るものに限る。）
- 二 水産物の生産及び流通に関すること。（呉市、竹原市、東広島市、江田島市及び

豊田郡の区域に係るものに限る。）

三 水産基盤整備事業の推進に関すること。（呉市、竹原市、東広島市、江田島市及び豊田郡の区域に係るもの限り、建設事務所の所掌に属するものを除く。）

四 漁業経営構造改善事業の推進に関すること。（呉市、竹原市、東広島市、江田島市及び豊田郡の区域に係るものに限る。）

五 漁業法に関すること。（呉市、竹原市、東広島市、江田島市及び豊田郡の区域に係るものに限る。）

六 漁船登録及び小型漁船の総トン数の測度に関すること。（呉市、竹原市、東広島市、江田島市及び豊田郡の区域に係るものに限る。）

七 遊漁船業の適正化に関すること。（呉市、竹原市、東広島市、江田島市及び豊田郡の区域に係るものに限る。）

八 保護水面の管理に関すること。

九 前各号のほか、水産業の指導及び奨励に関すること。（呉市、竹原市、東広島市、

江田島市及び豊田郡の区域に係るものに限る。）

農村整備第一課

一 土地改良法に関すること。

二 土地改良事業等関係公共用土地物件の取得に関すること。

三 団体営土地改良事業等に関すること。

四 農地及び農業用施設の災害復旧事業に関すること。

五 農業基盤の資源保全に関すること。

六 土地改良事業等に関する調査及び計画に関すること。

七 土地改良事業等に関する団体の育成並びに指導及び監督に関すること。

八 前各号のほか、農業農村整備事業に関すること。

農村整備第二課

一 県営土地改良事業等に関すること。

二 農地に係る海岸の保全に関すること。

三 県営事業に関する調査及び計画に関すること。

四 農地に係る地すべりの防止に関すること。

林務第一課

一 民有林の開発規制に関すること。

二 保安林及び保安施設地区に関すること。

三 広島県土砂の適正処理に関する条例に関すること。

四 自然保護に関すること。

五 自然環境保全地域等の指定及び保全管理に関すること。

六 広島県みどりと景観の基金に属する財産の管理に関すること。

七 自然公園及び長距離自然歩道に関すること。

- 八 宮島公園に関する事。
- 九 もみのき森林公園に関する事。
- 十 鳥獣保護及び狩猟に関する事。

林務第二課

- 一 治山事業に関する事。

- 二 森林に係る地すべり防止区域の管理及び工事に関する事。

林務第三課

- 一 林業の構造改革の推進に関する事。
- 二 森林整備地域活動支援事業の推進に関する事。
- 三 林業・木材産業構造改革事業に関する事。
- 四 林産物の生産及び流通に関する事。
- 五 民有林の造林事業に関する事。
- 六 森林病害虫等の防除に関する事。
- 七 森林火災予防の指導に関する事。
- 八 林道事業に関する事。
- 九 前各号のほか、林業の指導及び奨励に関する事。

広島県東部農林水産事務所

農村振興課

- 一 所の総合調整及び他所との連絡調整に関する事。
- 二 農林水産局関係の管内地方機関及び農林水産行政の総合調整に関する事。
- 三 農業の構造改革の推進に関する事。
- 四 ハートフル農園支援事業の推進に関する事。
- 五 集落農場型農業生産法人の育成に関する事。
- 六 農業外企業の農業分野への参入促進に関する事。
- 七 土地利用対策の連絡調整並びに土地取引及び土地利用の規制に関する事。
- 八 農業経営基盤の強化の促進に関する事。
- 九 農地保有合理化事業の推進に関する事。
- 十 中山間地域等直接支払事業の推進に関する事。
- 十一 農山漁村における人権問題対策の推進に関する事。
- 十二 自作農財産事務に関する事。
- 十三 食の安全・安心に関する事。(厚生環境事務所及び保健所の所掌に属するものを除く。)
- 十四 農産物の生産及び流通に関する事。
- 十五 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に関する事。
- 十六 加工食料品及び生鮮食料品の流通及び消費に関する事。
- 十七 食品表示の適正化に関する事。

- 十八 環境保全型農業の推進に関すること。
- 十九 前各号のほか、農業の指導及び奨励に関すること並びに他課の所掌に属しないこと。

水産課

- 一 水産業の構造改革の推進に関すること。
- 二 水産物の生産及び流通に関すること。
- 三 水産基盤整備事業の推進に関すること。（建設事務所の所掌に属するものを除く。）
- 四 漁業経営構造改善事業の推進に関すること。
- 五 漁業法に関すること。
- 六 漁船登録及び小型漁船の総トン数の測度に関すること。
- 七 遊漁船業の適正化に関すること。
- 八 前各号のほか、水産業の指導及び奨励に関すること。

農村整備第一課

- 一 土地改良法に関すること。
- 二 土地改良事業等関係公共用土地物件の取得に関すること。
- 三 団体営土地改良事業等に関すること。
- 四 農地及び農業用施設の災害復旧事業に関すること。
- 五 農業基盤の資源保全に関すること。
- 六 土地改良事業等に関する調査及び計画に関すること。
- 七 土地改良事業等に関する団体の育成並びに指導及び監督に関すること。
- 八 前各号のほか、農業農村整備事業に関すること。

農村整備第二課

- 一 県営土地改良事業等に関すること。
- 二 農地に係る海岸の保全に関すること。
- 三 県営事業に関する調査及び計画に関すること。
- 四 農地に係る地すべりの防止に関すること。

林務課

- 一 林業の構造改革の推進に関すること。
- 二 森林整備地域活動支援事業の推進に関すること。
- 三 林業・木材産業構造改革事業に関すること。
- 四 林産物の生産及び流通に関すること。
- 五 民有林の造林事業に関すること。
- 六 治山事業に関すること。
- 七 森林に係る地すべり防止区域の管理及び工事に関すること。
- 八 保安林及び保安施設地区に関すること。
- 九 広島県土砂の適正処理に関する条例に関すること。

- 十 林道事業に関する事。
- 十一 自然保護に関する事。
- 十二 自然環境保全地域等の指定及び保全管理に関する事。
- 十三 広島県みどりと景観の基金に属する財産の管理に関する事。
- 十四 自然公園及び長距離自然歩道に関する事。
- 十五 森林病虫害等の防除に関する事。
- 十六 森林火災予防の指導に関する事。
- 十七 鳥獣保護及び狩猟に関する事。
- 十八 前各号のほか、林業の指導及び奨励に関する事。

広島県北部農林水産事務所

農村振興課

- 一 所の総合調整及び他所との連絡調整に関する事。
- 二 農林水産局関係の管内地方機関及び農林水産行政の総合調整に関する事。
- 三 農業の構造改革の推進に関する事。
- 四 ハートフル農園支援事業の推進に関する事。
- 五 集落農場型農業生産法人の育成に関する事。
- 六 農業外企業の農業分野への参入促進に関する事。
- 七 土地利用対策の連絡調整並びに土地取引及び土地利用の規制に関する事。
- 八 農業振興地域の整備に関する事。
- 九 農業経営基盤の強化の促進に関する事。
- 十 農地保有合理化事業の推進に関する事。
- 十一 中山間地域等直接支払事業の推進に関する事。
- 十二 農山漁村における人権問題対策の推進に関する事。
- 十三 自作農財産事務に関する事。
- 十四 食の安全・安心に関する事。(厚生環境事務所及び保健所の所掌に属するものを除く。)
- 十五 農産物及び水産物の生産及び流通に関する事。
- 十六 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に関する事。
- 十七 加工食料品及び生鮮食料品の流通及び消費に関する事。
- 十八 食品表示の適正化に関する事。
- 十九 環境保全型農業の推進に関する事。
- 二十 農薬取締りに関する事。
- 二十一 前各号のほか、農業及び水産業の指導及び奨励に関する事並びに他課の所掌に属しない事。

農村整備第一課

- 一 土地改良法に関する事。

- 二 土地改良事業等関係公共土地物件の取得に関する事。
- 三 団体営土地改良事業等に関する事。
- 四 農地及び農業用施設の災害復旧事業に関する事。
- 五 農業基盤の資源保全に関する事。
- 六 土地改良事業等に関する調査及び計画に関する事。
- 七 土地改良事業等に関する団体の育成並びに指導及び監督に関する事。
- 八 前各号のほか、農業農村整備事業に関する事。

農村整備第二課

- 一 県営土地改良事業等に関する事。
- 二 県営事業に関する調査及び計画に関する事。
- 三 農地に係る地すべりの防止に関する事。

林務第一課

- 一 民有林の開発規制に関する事。
- 二 保安林及び保安施設地区に関する事。
- 三 広島県土砂の適正処理に関する条例に関する事。
- 四 自然保護に関する事。
- 五 自然環境保全地域等の指定及び保全管理に関する事。
- 六 広島県みどりと景観の基金に属する財産の管理に関する事。
- 七 自然公園及び長距離自然歩道に関する事。
- 八 県民の森に関する事。
- 九 鳥獣保護及び狩猟に関する事。
- 十 治山事業に関する事。
- 十一 森林に係る地すべり防止区域の管理及び工事に関する事。

林務第二課

- 一 林業の構造改革の推進に関する事。
- 二 森林整備地域活動支援事業の推進に関する事。
- 三 林業・木材産業構造改革事業に関する事。
- 四 林産物の生産及び流通に関する事。
- 五 民有林の造林事業に関する事。
- 六 森林病虫害等の防除に関する事。
- 七 森林火災予防の指導に関する事。
- 八 林道事業に関する事。
- 九 前各号のほか、林業の指導及び奨励に関する事。

(各係の分掌事務)

第七十六条 農林水産事務所の課に置かれる係の分掌事務は、農林水産事務所の長が定める。

(事業所の名称、位置及び担当区域)

第七十七条 行政機関設置条例第十五条の規定により、農林水産事務所に次のとおり事業所を置く。

事業所を置く農林水産事務所の名称	事業所		
	名称	位置	担当区域
広島県西部農林水産事務所	広島県西部農林水産事務所呉農林事業所	呉市西中央一丁目	呉市及び江田島市
	広島県西部農林水産事務所東広島農林事業所	東広島市西条昭和町	竹原市、東広島市及び豊田郡
広島県東部農林水産事務所	広島県東部農林水産事務所尾道農林事業所	尾道市古浜町	三原市、尾道市及び世羅郡

(事業所の分掌事務)

第七十八条 農林水産事務所の事業所は、農業及び林業に関する事務を分掌する。
(事業所の内部組織)

第七十九条 次表上欄に掲げる農林水産事務所の事業所に当該中欄に掲げる課を置き、同欄に掲げる課に当該下欄に掲げる係を置く。

農林水産事務所に置く事業所の名称	課名	係名	事業所			
			広島県西部農林水産事務所	広島県西部農林水産事務所東広島農林事業所	広島県東部農林水産事務所	広島県東部農林水産事務所尾道農林事業所
農林水産事務所に置く事業所の名称	農村振興課	農村振興係、農産係				
	農村整備課	管理係、事業第一係、事業第二係				
	沖美農業水利改良課					
	林務課	自然保護係、治山係、林業振興係				
農林水産事務所に置く事業所の名称	農村振興課	農村振興係、農産係				
	農村整備課	管理係、事業係				
	林務課	自然保護係、治山係、林業振興係				
	農村振興課	農村振興係、農産係				
農林水産事務所に置く事業所の名称	農村整備課	管理係、事業係				
	重井・三河農業水利改良課					

	林務課	
		自然保護係、治山係、林業振興係

(事業所の各課の分掌事務)

第八十条 農林水産事務所の事業所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

広島県西部農林水産事務所農林事業所

農村振興課

- 一 事業所の総合調整及び他所との連絡調整に関すること。
 - 二 農林水産局関係の管内地方機関及び農林行政の総合調整に関すること。
 - 三 農業の構造改革の推進に関すること。
 - 四 ハートフル農園支援事業の推進に関すること。
 - 五 集落農場型農業生産法人の育成に関すること。
 - 六 農業外企業の農業分野への参入促進に関すること。
 - 七 土地利用対策の連絡調整並びに土地取引及び土地利用の規制に関すること。
 - 八 農業振興地域の整備に関すること。
 - 九 農業経営基盤の強化の促進に関すること。
 - 十 農地保有合理化事業の推進に関すること。
 - 十一 中山間地域等直接支払事業の推進に関すること。
 - 十二 農山漁村における人権問題対策の推進に関すること。
 - 十三 農地法に関すること。
 - 十四 自作農財産事務に関すること。
 - 十五 食の安全・安心に関すること。(厚生環境事務所及び保健所の所掌に属するものを除く。)
 - 十六 農産物の生産及び流通に関すること。
 - 十七 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に関すること。
 - 十八 加工食料品及び生鮮食料品の流通及び消費に関すること。
 - 十九 食品表示の適正化に関すること。
 - 二十 環境保全型農業の推進に関すること。
 - 二十一 農薬取締りに関すること。
 - 二十二 前各号のほか、農業の指導及び奨励に関すること並びに他課の所掌に属しないこと。
- 農村整備課
- 一 土地改良法に関すること。
 - 二 土地改良事業等関係公共土地物件の取得に関すること。
 - 三 県営土地改良事業等に関すること。
 - 四 農地及び農業用施設の災害復旧事業に関すること。

- 五 土地改良事業等に関する調査及び計画に関すること。
 - 六 土地改良事業等に関する団体の育成並びに指導及び監督に関すること。
 - 七 農地に係る海岸の保全に関すること。
 - 八 農地に係る地すべりの防止に関すること。
 - 九 前各号のほか、農業農村整備事業に関すること。
- 沖美農業水利改良課

県営畑地帯総合整備事業に関すること。

林務課

- 一 林業の構造改革の推進に関すること。
- 二 森林整備地域活動支援事業の推進に関すること。
- 三 林業・木材産業構造改革事業に関すること。
- 四 林産物の生産及び流通に関すること。
- 五 民有林の開発規制に関すること。
- 六 民有林の造林事業に関すること。
- 七 県営治山事業に関すること。
- 八 森林に係る地すべり防止区域の管理及び工事に関すること。
- 九 保安林及び保安施設地区に関すること。
- 十 広島県土砂の適正処理に関する条例に関すること。
- 十一 県営林道事業に関すること。
- 十二 自然保護に関すること。
- 十三 自然環境保全地域等の指定及び保全管理に関すること。
- 十四 広島県みどりと景観の基金に属する財産の管理に関すること。
- 十五 自然公園及び長距離自然歩道に関すること。
- 十六 県民の浜に関すること。
- 十七 森林火災予防の指導に関すること。
- 十八 傷病鳥に関すること。
- 十九 前各号のほか、林業の指導及び奨励に関すること。

広島県西部農林水産事務所東広島農林事業所

農村振興課

- 一 事業所の総合調整及び他所との連絡調整に関すること。
- 二 農林水産局関係の管内地方機関及び農林行政の総合調整に関すること。
- 三 農業の構造改革の推進に関すること。
- 四 ハートフル農園支援事業の推進に関すること。
- 五 集落農場型農業生産法人の育成に関すること。
- 六 農業外企業の農業分野への参入促進に関すること。
- 七 土地利用対策の連絡調整並びに土地取引及び土地利用の規制に関すること。

- 八 農業経営基盤の強化の促進に関すること。
- 九 農地保有合理化事業の推進に関すること。
- 十 中山間地域等直接支払事業の推進に関すること。
- 十一 農山漁村における人権問題対策の推進に関すること。
- 十二 自作農財産事務に関すること。
- 十三 食の安全・安心に関すること。（厚生環境事務所及び保健所の所掌に属するものを除く。）
- 十四 農産物の生産及び流通に関すること。
- 十五 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に関すること。
- 十六 加工食料品及び生鮮食料品の流通及び消費に関すること。
- 十七 食品表示の適正化に関すること。
- 十八 環境保全型農業の推進に関すること。
- 十九 農薬取締りに関すること。
- 二十 前各号のほか、農業の指導及び奨励に関すること並びに他課の所掌に属しないこと。

農村整備課

- 一 土地改良法に関すること。
- 二 土地改良事業等関係公共土地物件の取得に関すること。
- 三 県営土地改良事業等に関すること。
- 四 農地及び農業用施設の災害復旧事業に関すること。
- 五 土地改良事業等に関する調査及び計画に関すること。
- 六 土地改良事業等に関する団体の育成並びに指導及び監督に関すること。
- 七 農地に係る海岸の保全に関すること。
- 八 農地に係る地すべりの防止に関すること。
- 九 前各号のほか、農業農村整備事業に関すること。

林務課

- 一 林業の構造改革の推進に関すること。
- 二 森林整備地域活動支援事業の推進に関すること。
- 三 林業・木材産業構造改革事業に関すること。
- 四 林産物の生産及び流通に関すること。
- 五 民有林の開発規制に関すること。
- 六 民有林の造林事業に関すること。
- 七 県営治山事業に関すること。
- 八 森林に係る地すべり防止区域の管理及び工事に関すること。
- 九 保安林及び保安施設地区に関すること。
- 十 広島県土砂の適正処理に関する条例に関すること。

- 十一 県営林道事業に関する事。
- 十二 自然保護に関する事。
- 十三 自然環境保全地域等の指定及び保全管理に関する事。
- 十四 広島県みどりと景観の基金に属する財産の管理に関する事。
- 十五 自然公園及び長距離自然歩道に関する事。
- 十六 森林火災予防の指導に関する事。
- 十七 傷病鳥に関する事。
- 十八 前各号のほか、林業の指導及び奨励に関する事。

広島県東部農林水産事務所尾道農林事業所

農村振興課

- 一 事業所の総合調整及び他所との連絡調整に関する事。
- 二 農林水産局関係の管内地方機関及び農林行政の総合調整に関する事。
- 三 農業の構造改革の推進に関する事。
- 四 ハートフル農園支援事業の推進に関する事。
- 五 集落農場型農業生産法人の育成に関する事。
- 六 農業外企業の農業分野への参入促進に関する事。
- 七 土地利用対策の連絡調整並びに土地取引及び土地利用の規制に関する事。
- 八 農業経営基盤の強化の促進に関する事。
- 九 農地保有合理化事業の推進に関する事。
- 十 中山間地域等直接支払事業の推進に関する事。
- 十一 農山漁村における人権問題対策の推進に関する事。
- 十二 農地法に関する事。
- 十三 自作農財産事務に関する事。
- 十四 食の安全・安心に関する事。(厚生環境事務所及び保健所の所掌に属するものを除く。)
- 十五 農産物の生産及び流通に関する事。
- 十六 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に関する事。
- 十七 加工食料品及び生鮮食料品の流通及び消費に関する事。
- 十八 食品表示の適正化に関する事。
- 十九 環境保全型農業の推進に関する事。
- 二十 前各号のほか、農業の指導及び奨励に関する事並びに他課の所掌に属しない事。

農村整備課

- 一 土地改良法に関する事。
- 二 土地改良事業等関係公共土地物件の取得に関する事。
- 三 県営土地改良事業等に関する事。

- 四 農地及び農業用施設の災害復旧事業に関する事。
 - 五 土地改良事業等に関する調査及び計画に関する事。
 - 六 土地改良事業等に関する団体の育成並びに指導及び監督に関する事。
 - 七 農地に係る海岸の保全に関する事。
 - 八 農地に係る地すべりの防止に関する事。
 - 九 前各号のほか、農業農村整備事業に関する事。
- 重井・三河農業水利改良課

- 一 県営かんがい排水事業に関する事。
- 二 県営畑地帯総合整備事業に関する事。

林務課

- 一 林業の構造改革の推進に関する事。
- 二 森林整備地域活動支援事業の推進に関する事。
- 三 林業・木材産業構造改革事業に関する事。
- 四 林産物の生産及び流通に関する事。
- 五 民有林の開発規制に関する事。
- 六 民有林の造林事業に関する事。
- 七 県営治山事業に関する事。
- 八 森林に係る地すべり防止区域の管理及び工事に関する事。
- 九 保安林及び保安施設地区に関する事。
- 十 広島県土砂の適正処理に関する条例に関する事。
- 十一 県営林道事業に関する事。
- 十二 自然保護に関する事。
- 十三 自然環境保全地域等の指定及び保全管理に関する事。
- 十四 広島県みどりと景観の基金に属する財産の管理に関する事。
- 十五 自然公園及び長距離自然歩道に関する事。
- 十六 中央森林公園に関する事。
- 十七 森林火災予防の指導に関する事。
- 十八 傷病鳥に関する事。
- 十九 前各号のほか、林業の指導及び奨励に関する事。

(事業所の各係の分掌事務)

第八十一条 農林水産事務所の事業所の課に置かれる係の分掌事務は、関係農林水産事務所の長が定める。

(管理事務所の設置)

第八十二条 行政機関設置条例第十五条の規定により、国有土地改良財産三川ダムの管理に關する事務を分掌させるため、農林水産事務所に次のとおり管理事務所を置く。

管理事務所を置く 農林水産事務所の 名称	管 理 事 務 所	
	名 称	位 置
広島県東部農林水 産事務所	広島県東部農林水産事務所三川 ダム管理事務所	世羅郡世羅町

(その他の事業所の設置)

第八十三条 農林水産事務所が行う事業の遂行上必要があるときは、第七十七条の規定による事業所のほか所要の地に事業所を置くことができる。

2 前項の事業所の名称及び位置は、別に定めて公示する。

第九款 畜産事務所

(名称、位置及び所管区域)

第八十四条 行政機関設置条例第十条の規定により設置された畜産事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
広島県西部畜産事務所	東広島市西条 御条町	広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、 廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、 山県郡及び豊田郡
広島県東部畜産事務所	福山市三吉町 一丁目	三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡及 び神石郡
広島県北部畜産事務所	庄原市東本町 一丁目	三次市及び庄原市

(分掌事務)

第八十五条 畜産事務所は、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 畜産の生産構造改革の推進に関すること。
- 二 畜産物の生産及び流通に関すること。
- 三 家畜の改良増殖並びに草地の造成及び改良に関すること。
- 四 畜産経営に係る環境整備に関すること。
- 五 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関すること。
- 六 家畜保健衛生所との連絡調整に関すること。

第十款 病害虫防除所

(名称、位置及び所管区域)

第八十六条 植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第三十二条第一項及び行政機関設置条例第十一条第一項の規定により設置された病害虫防除所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
-----	-----	---------

所	広島県西部病虫害防除	東広島市八本松町	広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡及び豊田郡
所	広島県東部病虫害防除	福山市三吉町一丁目	三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡及び神石郡
所	広島県北部病虫害防除	三次市十日市東四丁目	三次市及び庄原市

(所掌事務)

第八十七条 病虫害防除所は、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 植物の検疫に関する事。
- 二 植物防疫法による防除（以下「防除」という。）の企画に関する事。
- 三 市町、農業者等が行う防除の指導及び協力に関する事。
- 四 病虫害の発生予察事業に関する事。
- 五 防除用薬剤及び器具の保管並びに防除用器具の修理に関する事。
- 六 農薬取締りに関する事。
- 七 前各号のほか、防除に関する事。

第十一款 家畜保健衛生所

(名称、位置及び所管区域)

第八十八条 家畜保健衛生所法（昭和二十五年法律第十二号）第一条及び行政機関設置条例第十二条の規定により設置された家畜保健衛生所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
広島県西部家畜保健衛生所	東広島市西条御条町	広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡及び豊田郡
広島県東部家畜保健衛生所	福山市三吉町一丁目	三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡及び神石郡
広島県北部家畜保健衛生所	庄原市東本町一丁目	三次市及び庄原市

(所掌事務)

第八十九条 家畜保健衛生所は、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 家畜衛生に関する思想の普及及び向上に関する事。
- 二 地域の家畜衛生業務の企画及び調整に関する事。
- 三 家畜の伝染病予防に関する事。
- 四 家畜の繁殖障害の除去及び人工授精の実施に関する事。
- 五 家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関する事。

- 六 寄生虫病、骨軟症その他農林水産大臣の指定する疾病の予防のためにする家畜の診断に関すること。
- 七 動物用薬事に関すること。
- 八 地方的特殊病の調査に関すること。
- 九 飼料の安全に関すること。
- 十 獣医事に関すること。
- 十一 家畜の伝染病疾病の診断及び検査に関すること。
- 十二 その他家畜衛生の向上に関すること。
- 2 広島県西部家畜保健衛生所は、前項に規定する事務のほか、家畜の病性鑑定に関する事務を分掌する。

第十二款 建設事務所

(名称、位置及び所管区域)

第九十条 行政機関設置条例第十三条の規定により設置された建設事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
広島県西部建設事務所	広島市南区比治山本町	広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡及び豊田郡
広島県東部建設事務所	福山市三吉町一丁目	三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡及び神石郡
広島県北部建設事務所	三次市十日市東四丁目	三次市及び庄原市

(所掌事務)

第九十一条 建設事務所は、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 土木工事の調査、設計及び実施に関すること。
- 二 国又は県の補助により市町等が行う土木工事の指導に関すること。
- 三 土木関係公共用土地物件及び住宅用土地物件の取得並びに工事の執行に伴う損失補償に関すること。
- 四 道路、河川、港湾、漁港、海岸保全区域、公有水面、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等（広島県西部建設事務所にあつては広島県広島港湾振興事務所の所掌に係るものを除き、広島県北部建設事務所にあつては港湾、漁港及び海岸保全区域を除く。以下この款において「道路等」という。）の管理に関すること。

五 都市計画に関すること。

六 流域下水道事業に関すること。（広島県北部建設事務所を除く。）

- 七 屋外広告物に関する事。 (広島県西部建設事務所に限る。)
 - 八 建設業法に関する事。
 - 九 浄化槽工事業及び浄化槽工事業者に関する事。
 - 十 建築基準法に関する事。
 - 十一 融資住宅に関する事。
 - 十二 建築士法に関する事。
 - 十三 浄化槽法第五条の規定による浄化槽の設置等の届出の受理等に関する事。 (特定行政庁に係るものに限る。)
 - 十四 宅地建物取引業法に関する事。
 - 十五 採石法に関する事。
 - 十六 砂利採取法に関する事。
 - 十七 旧住宅地造成事業に関する法律及び宅地造成等規制法に関する事。
 - 十八 優良宅地及び優良住宅の認定に関する事。
 - 十九 建築動態統計に関する事。
 - 二十 県営住宅の整備に関する事。 (広島県東部建設事務所に限る。)
 - 二十一 県営住宅の管理に関する事。 (広島県西部建設事務所を除く。)
- (内部組織)

第九十二条 次表上欄に掲げる建設事務所に当該中欄に掲げる課を置き、同欄に掲げる課に当該下欄に掲げる係を置く。

建設事務所名		課名		係名	
広島県西部建設事務所		建設総務課	庶務係、工事係		
	建設業課				
	用地第一課	用地第一係、用地第二係			
	用地第二課	用地第一係、用地第二係			
	管理課	管理第一係、管理第二係、管理第三係、管理第四係			
	維持第一課	維持第一係、維持第二係			
	維持第二課	維持第一係、維持第二係			
	工務第一課	工務第一係、工務第二係、工務第三係			
	工務第二課	工務第一係、工務第二係			
	建築課	審査第一係、審査第二係、検査指導係			
東部連続立体交差事					

業課		建設業係、管理第一係、管理第二係
管理課	管理課	建設業係、管理第一係、管理第二係
用地課	用地課	用地第一係、用地第二係、用地第三係
維持課	維持課	維持第一係、維持第二係、維持第三係
工務第一課	工務第一課	工務第一係、工務第二係
工務第二課	工務第二課	工務第一係、工務第二係
港湾課	港湾課	港湾係、建設係
建築課	建築課	審査係、住宅係
福山幹線道路建設事業課	福山幹線道路建設事業課	
管理課	管理課	
用地課	用地課	
維持課	維持課	
工務課	工務課	工務第一係、工務第二係
建築課	建築課	

(各課の分掌事務)

第九十三条 建設事務所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

広島県西部建設事務所

建設総務課

- 一 所の総合調整及び他所との連絡調整に関すること。
- 二 工事の執行に関する事務のうち指名業者の選定に関すること。
- 三 国又は県の補助により市町等が行う土木工事の事務の指導に関すること。
- 四 前三号のほか、他課の所掌に属しないこと。

建設業課

- 一 建設業の許可の更新及び建設業者の指導に関すること。
 - 二 浄化槽工事業及び浄化槽工事業者に関すること。
 - 三 建設工事に係る解体工事業者に関すること。
 - 四 宅地建物取引業者等の指導及び取締りに関すること。
- 用地第一課及び用地第二課

土木関係公共用土地物件及び住宅用土地物件の取得並びに工事の執行に伴う損失補償に関すること。

管理課

- 一 道路等の管理に関すること。
- 二 採石法に関すること。
- 三 砂利採取法に関すること。
- 四 土地区画整理事業に関すること。
- 五 下水道事業の執行に伴う土地物件の占用等に関すること。
- 六 下水道の管理に関すること。
- 七 流域下水道台帳の調製、保管及び閲覧に関すること。

維持第一課及び維持第二課

- 一 道路等の維持補修に関すること。
- 二 水位、雨量等の観測に関すること。
- 三 県の管理に係る公共施設の緑化計画の設計及び実施に関すること。

工務第一課及び工務第二課

- 一 他課の所掌に属しない土木工事の調査、設計及び実施並びに監督に関すること。
- 二 国又は県の補助により市町等が行う土木工事の指導に関すること。
- 三 市町の都市計画等の助言に関すること。
- 四 県の定める都市計画案の作成等に関すること。
- 五 下水道工事の調査、設計及び実施並びに監督に関すること。
- 六 流域下水道土木施設の維持補修に関すること。

建築課

- 一 建築主事の印の管理に関すること。
- 二 建築基準法に基づく申請書等及び独立行政法人住宅金融支援機構関係の申請書の收受、施行及び整理保存に関すること。
- 三 建築物の確認、検査その他指導及び取締りに関すること。
- 四 融資住宅に関すること。
- 五 建築士及び建築士事務所の指導及び取締りに関すること。
- 六 浄化槽法第五条の規定による浄化槽の設置等の届出の受理等に関すること。（特定行政庁に係るものに限る。）
- 七 都市計画法第三章第一節の規定による開発行為等の規制及び同章第二節の規定による都市計画施設等の区域内における建築の規制に関すること。
- 八 旧住宅地造成事業に関する法律及び宅地造成等規制法に関すること。
- 九 優良宅地及び優良住宅の認定に関すること。
- 十 建築動態統計に関すること。
- 十一 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に関すること。（建設工事に係る解体工事業者に係るものを除く。）

東部連続立体交差事業課

広島市東部地区連続立体交差事業の推進に関すること。
広島県東部建設事務所

管理課

- 一 所の総合調整及び他所との連絡調整に関すること。
 - 二 工事の執行に関する事務のうち指名業者の選定に関すること。
 - 三 国又は県の補助により市町等が行う土木工事の事務の指導に関すること。
 - 四 建設業の許可の更新及び建設業者の指導に関すること。
 - 五 浄化槽工事業及び浄化槽工事業者に関すること。
 - 六 建設工事に係る解体工事業者に関すること。
 - 七 宅地建物取引業者等の指導及び取締りに関すること。
 - 八 道路等の管理に関すること。（港湾課の所掌に属するものを除く。）
 - 九 採石法に関すること。
 - 十 砂利採取法に関すること。
 - 十一 土地区画整理事業に関すること。
 - 十二 下水道工事の執行に伴う土地物件の占用等に関すること。
 - 十三 下水道の管理に関すること。
 - 十四 流域下水道台帳の調製、保管及び閲覧に関すること。
 - 十五 前各号のほか、他課の所掌に属しないこと。
- 用地課

土木関係公共用地物件及び住宅用土地物件の取得並びに工事の執行に伴う損失補償に関すること。

維持課

- 一 道路等の維持補修に関すること。
- 二 水位、雨量等の観測に関すること。

工務第一課及び工務第二課

- 一 他課の所掌に属しない土木工事の調査、設計及び実施並びに監督に関すること。
- 二 国又は県の補助により市町等が行う土木工事の指導に関すること。（港湾課の所掌に属するものを除く。）
- 三 市町の都市計画等の助言に関すること。
- 四 県の定める都市計画案の作成等に関すること。
- 五 下水道工事の調査、設計及び実施並びに監督に関すること。
- 六 流域下水道土木施設の維持補修に関すること。

港湾課

- 一 港湾区域、漁港区域、海岸保全区域、臨港地区、公有水面等の管理に関すること。
- 二 港湾施設及び漁港施設等の利用に関すること。
- 三 福山港等の利用促進に関すること。

- 四 港湾工事、漁港工事並びに港湾及び漁港に係る海岸保全施設に関する工事の調査、設計及び実施並びに監督に關すること。（維持修繕工事に係るものを除く。）
- 五 国又は県の補助により市町が行う港湾及び漁港の災害復旧等に係る工事の指導及び監督に關すること。
- 六 港湾計画に係る地元調整に關すること。
- 七 臨海部土地造成事業に係る分譲地の管理及び処分に関する事。

建築課

- 一 建築主事の印の管理に關すること。
- 二 建築基準法に基づく申請書等及び独立行政法人住宅金融支援機構関係の申請書の收受、施行及び整理保存に關すること。
- 三 建築物の確認、検査その他指導及び取締りに關すること。
- 四 融資住宅に關すること。
- 五 建築士及び建築士事務所の指導及び取締りに關すること。
- 六 浄化槽法第五条の規定による浄化槽の設置等の届出の受理等に關すること。（特定行政庁に係るものに限る。）
- 七 都市計画法第三章第一節の規定による開發行為等の規制及び同章第二節の規定による都市計画施設等の区域内における建築の規制に關すること。
- 八 旧住宅地造成事業に關する法律及び宅地造成等規制法に關すること。
- 九 優良宅地及び優良住宅の認定に關すること。
- 十 建築動態統計に關すること。
- 十一 建設工事に係る資材の再資源化等に關する法律に關すること。（建設工事に係る解体工事業者に係るものを除く。）
- 十二 県営住宅の整備及び管理に關すること。

福山幹線道路建設事業課

幹線道路の整備に關すること。

広島県北部建設事務所

管理課

- 一 所の総合調整及び他所との連絡調整に關すること。
- 二 工事の執行に關する事務のうち指名業者の選定に關すること。
- 三 国又は県の補助により市等が行う土木工事の事務の指導に關すること。
- 四 建設業の許可の更新及び建設業者の指導に關すること。
- 五 浄化槽工事業及び浄化槽工事業者に關すること。
- 六 建設工事に係る解体工事業者に關すること。
- 七 宅地建物取引業者等の指導及び取締りに關すること。
- 八 道路等の管理に關すること。
- 九 採石法に關すること。

- 十 砂利採取法に関すること。
- 十一 広島県立みよし公園の管理に関すること。
- 十二 前各号のほか、他課の所掌に属しないこと。

用地課

土木関係公共用土地物件及び住宅用土地物件の取得並びに工事の執行に伴う損失補償に関すること。

維持課

- 一 道路等の維持補修に関すること。
- 二 水位、雨量等の観測に関すること。
- 三 広島県立みよし公園の維持補修に関すること。

工務課

- 一 他課の所掌に属しない土木工事の調査、設計及び実施並びに監督に関すること。
- 二 国又は県の補助により市等が行う土木工事の指導に関すること。
- 三 市の都市計画等の助言に関すること。
- 四 県の定める都市計画案の作成等に関すること。

建築課

- 一 建築主事の印の管理に関すること。
- 二 建築基準法に基づく申請書等及び独立行政法人住宅金融支援機構関係の申請書の收受、施行及び整理保存に関すること。
- 三 建築物の確認、検査その他指導及び取締りに関すること。
- 四 融資住宅に関すること。
- 五 建築士及び建築士事務所等の指導及び取締りに関すること。
- 六 浄化槽法第五条の規定による浄化槽の設置等の届出の受理等に関すること。（特定行政庁に係るものに限る。）
- 七 都市計画法第三章第一節の規定による開発行為等の規制及び同章第二節の規定による都市計画施設等の区域内における建築の規制に関すること。
- 八 旧住宅地造成事業に関する法律及び宅地造成等規制法に関すること。
- 九 優良宅地及び優良住宅の認定に関すること。
- 十 建築動態統計に関すること。
- 十一 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に関すること。（建設工事に係る解体工事業者に係るものを除く。）
- 十二 県営住宅の管理に関すること。

（各係の分掌事務）

第九十四条 建設事務所の課に置かれる係の分掌事務は、建設事務所の長が定める。

（支所の名称、位置及び担当区域）

第九十五条 行政機関設置条例第十五条の規定により、建設事務所に次のとおり支所を置く。

支所を置く建設事務所 の名称	支 所		
	名 称	位 置	担 当 区 域
広島県西部建設事務所	広島県西部建設事務所呉支所	呉市西中央一丁目	呉市
	広島県西部建設事務所廿日市支所	廿日市市桜尾本町	大竹市及び廿日市市
広島県東部建設事務所	広島県西部建設事務所安芸太田支所	山県郡安芸太田町	山県郡
	広島県西部建設事務所東広島支所	東広島市西条昭和町	東広島市、竹原市及び豊田郡
広島県北部建設事務所	広島県東部建設事務所三原支所	三原市円一町二丁目	三原市、尾道市及び世羅郡
	広島県北部建設事務所庄原支所	庄原市東本町一丁目	庄原市

(支所の分掌事務)

第九十六条 建設事務所の支所は、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 土木工事の調査、設計及び実施に関すること。
- 二 国又は県の補助により市町等が行う土木工事の指導に関すること。
- 三 土木関係公共用土地物件及び住宅用土地物件の取得並びに工事の執行に伴う損失補償に関すること。

四 道路等の管理に関すること。

五 都市計画に関すること。

六 流域下水道事業に関すること。(広島県北部建設事務所庄原支所を除く。)

七 採石法に関すること。

八 砂利採取法に関すること。

2 広島県西部建設事務所呉支所及び広島県西部建設事務所東広島支所は、前項に規定する事務のほか、次に掲げる事務を分掌する。

一 屋外広告物に関すること。

二 建設業法に関すること。

三 浄化槽工事業及び浄化槽工事業者に関すること。

四 宅地建物取引業法に関すること。

(支所の内部組織)

第九十七条 次表上欄に掲げる建設事務所の支所に当該中欄に掲げる課を置き、同欄に掲げる課に当該下欄に掲げる係を置く。

建設事務所に置く支所の名称	課 名	係 名

所 広島県北部建設事務所庄原支		所 広島県東部建設事務所三原支										支所 広島県西部建設事務所東広島支所				支所 広島県西部建設事務所安芸太田支所			支所 広島県西部建設事務所廿日市支所			支所 広島県西部建設事務所呉支所				
庄原ダム建設事業課	土木課	管理用地課	野間川ダム建設事業課	工務第二課	工務第一課	維持課	用地課	管理課	建設総務課	仁賀ダム建設事業課	空港関連整備課	工務第二課	工務第一課	維持課	用地課	管理課	土木課	管理用地課	建設総務課	土木課	管理用地課	工務課	維持課	用地課	管理課	
	維持係、工務第一係、工務第二係	管理係、用地係		工務係、港湾建設係	工務第一係、工務第二係	維持第一係、維持第二係、維持第三係	用地第一係、用地第二係、用地第三係	管理第一係、管理第二係	庶務係、工務係			工務係、港湾建設係	工務第一係、工務第二係	維持第一係、維持第二係	用地第一係、用地第二係、用地第三係	管理第一係、管理第二係	維持係、工務第一係、工務第二係	管理係、用地係	庶務係、工事係	維持係、工務係	管理係、用地係	建設係	工務第一係	工務第二係、港湾建設係	用地第一係、用地第二係	管理第一係、管理第二係

(支所の各課の分掌事務)

第九十八条 建設事務所の支所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

広島県西部建設事務所呉支所

管理課

- 一 支所の総合調整及び他所との連絡調整に関する事。
- 二 工事の執行に関する事務のうち指名業者の選定に関する事。
- 三 国又は県の補助により市等が行う土木工事の事務の指導に関する事。
- 四 建設業の許可の更新及び建設業者の指導に関する事。
- 五 浄化槽工事業及び浄化槽工事業者に関する事。
- 六 建設工事に係る解体工事業者に関する事。
- 七 宅地建物取引業者等の指導及び取締りに関する事。
- 八 道路等の管理に関する事。
- 九 屋外広告物に関する事。
- 十 採石法に関する事。
- 十一 砂利採取法に関する事。
- 十二 前各号のほか、他課の所掌に属しない事。

用地課

土木関係公共土地物件及び住宅用土地物件の取得並びに工事の執行に伴う損失補償に関する事。

維持課

- 一 道路等の維持補修に関する事。
- 二 水位、雨量等の観測に関する事。

工務課

- 一 他課の所掌に属しない土木工事の調査、設計及び実施並びに監督に関する事。
- 二 国又は県の補助により市等が行う土木工事の指導に関する事。
- 三 市の都市計画等の助言に関する事。
- 四 県の定める都市計画案の作成等に関する事。

広島県西部建設事務所廿日市支所

管理用地課

- 一 支所の総合調整及び他所との連絡調整に関する事。
- 二 工事の執行に関する事務のうち指名業者の選定に関する事。
- 三 国又は県の補助により市等が行う土木工事の事務の指導に関する事。
- 四 道路等の管理に関する事。
- 五 採石法に関する事。
- 六 砂利採取法に関する事。

七 臨海部土地造成事業に係る分譲地の管理及び処分に関すること。
八 土木関係公共用土地物件及び住宅用土地物件の取得並びに工事の執行に伴う損失補償に関すること。

九 前各号のほか、他課の所掌に属しないこと。

土木課

- 一 道路等の維持補修に関すること。
- 二 水位、雨量等の観測に関すること。
- 三 土木工事の調査、設計、実施及び監督に関すること。
- 四 国又は県の補助により市等が行う土木工事の指導に関すること。
- 五 市の都市計画等の助言に関すること。
- 六 県の定める都市計画案の作成等に関すること。

広島県西部建設事務所安芸太田支所

建設総務課

- 一 支所の総合調整及び他所との連絡調整に関すること。
- 二 工事の執行に関する事務のうち指名業者の選定に関すること。
- 三 国又は県の補助により町等が行う土木工事の事務の指導に関すること。
- 四 前三号のほか、他課の所掌に属しないこと。

管理用地課

- 一 道路等の管理に関すること。
- 二 採石法に関すること。
- 三 砂利採取法に関すること。
- 四 土木関係公共用土地物件及び住宅用土地物件の取得並びに工事の執行に伴う損失補償に関すること。

土木課

- 一 道路等の維持補修に関すること。
- 二 水位、雨量等の観測に関すること。
- 三 土木工事の調査、設計及び実施並びに監督に関すること。
- 四 国又は県の補助により町等が行う土木工事の指導に関すること。
- 五 町の都市計画等の助言に関すること。
- 六 県の定める都市計画案の作成等に関すること。

広島県西部建設事務所東広島支所

管理課

- 一 支所の総合調整及び他所との連絡調整に関すること。
- 二 工事の執行に関する事務のうち指名業者の選定に関すること。
- 三 国又は県の補助により市町等が行う土木工事の事務の指導に関すること。
- 四 建設業の許可の更新及び建設業者の指導に関すること。

- 五 浄化槽工事業及び浄化槽工事業者に関する事。
- 六 建設工事に係る解体工事業者に関する事。
- 七 宅地建物取引業者等の指導及び取締りに関する事。
- 八 道路等の管理に関する事。
- 九 屋外広告物に関する事。
- 十 採石法に関する事。
- 十一 砂利採取法に関する事。
- 十二 前各号のほか、他課の所掌に属しない事。

用地課

土木関係公共土地物件及び住宅用土地物件の取得並びに工事の執行に伴う損失補償に関する事。

維持課

- 一 道路等の維持補修に関する事。
- 二 水位、雨量等の観測に関する事。

工務第一課及び工務第二課

- 一 他課の所掌に属しない土木工事の調査、設計及び実施並びに監督に関する事。
- 二 国又は県の補助により市町等が行う土木工事の指導に関する事。
- 三 市町の都市計画等の助言に関する事。
- 四 県の定める都市計画案の作成等に関する事。

空港関連整備課

- 一 空港地域の整備の推進に関する連絡及び調整に関する事。
- 二 広島空港の周辺整備事業に関する事。
- 三 空港地域整備事業に係る調査、設計及び実施に関する事。
- 四 その他空港地域の整備の推進に関する事。

仁賀ダム建設事業課

仁賀ダムの建設に関する事。

広島県東部建設事務所三原支所

建設総務課

- 一 支所の総合調整及び他所との連絡調整に関する事。
- 二 工事の執行に関する事務のうち指名業者の選定に関する事。
- 三 国又は県の補助により市町等が行う土木工事の事務の指導に関する事。
- 四 前三号のほか、他課の所掌に属しない事。

管理課

- 一 道路等の管理に関する事。
- 二 採石法に関する事。
- 三 砂利採取法に関する事。

- 四 臨海部土地造成事業に係る分譲地の管理及び処分に関する事
- 五 広島県立びんご運動公園の管理に関する事
- 六 広島県立せら県民公園の管理に関する事
- 七 下水道工事の執行に伴う土地物件の占用等に関する事
- 八 下水道の管理に関する事
- 九 流域下水道台帳の調製、保管及び閲覧に関する事

用地課

土木関係公共用地物件及び住宅用土地物件の取得並びに工事の執行に伴う損失補償に関する事。

維持課

- 一 道路等の維持補修に関する事
- 二 水位、雨量等の観測に関する事

工務第一課及び工務第二課

- 一 他課の所掌に属しない土木工事の調査、設計及び実施並びに監督に関する事
- 二 国又は県の補助により市町等が行う土木工事の指導に関する事
- 三 港湾計画に係る地元調整に関する事
- 四 市町の都市計画等の助言に関する事
- 五 県の定める都市計画案の作成等に関する事
- 六 下水道工事の調査、設計及び実施並びに監督に関する事
- 七 流域下水道土木施設の維持補修に関する事
- 八 広島県立びんご運動公園の維持補修に関する事
- 九 広島県立せら県民公園の維持補修に関する事

野間川ダム建設事業課

野間川ダムの建設に関する事。

広島県北部建設事務所庄原支所

管理用地課

- 一 支所の総合調整及び他所との連絡調整に関する事
- 二 工事の執行に関する事務のうち指名業者の選定に関する事
- 三 国又は県の補助により市等が行う土木工事の事務の指導に関する事
- 四 道路等の管理に関する事
- 五 採石法に関する事
- 六 砂利採取法に関する事
- 七 土木関係公共用地物件及び住宅用土地物件の取得並びに工事の執行に伴う損失補償に関する事
- 八 前各号のほか、他課の所掌に属しない事

土木課

- 一 道路等の維持補修に関すること。
- 二 水位、雨量等の観測に関すること。
- 三 他課の所掌に属しない土木工事の調査、設計、実施及び監督に関すること。
- 四 国又は県の補助により市等が行う土木工事の指導に関すること。
- 五 市の都市計画等の助言に関すること。
- 六 県の定める都市計画案の作成等に関すること。

庄原ダム建設事業課

庄原ダムの建設に関すること。

(支所の各係の分掌事務)

第九十九条 建設事務所の支所の課に置かれる係の分掌事務は、関係建設事務所の長が定める。

(管理事務所の設置)

第一百条 行政機関設置条例第十五条の規定により、魚切ダム、梶毛ダム、野呂川ダム、棕梨ダム及び福富ダムの管理に関する事務を分掌させるため、建設事務所及び建設事務所の支所に次のとおり管理事務所を置く。

管理事務所を置く建設事務所及び建設事務所の支所の名称	管 理 事 務 所	
	名 称	位 置
広島県西部建設事務所	広島県西部建設事務所魚切ダム管理事務所	広島市佐伯区五日市町
	広島県西部建設事務所梶毛ダム管理事務所	広島市佐伯区五日市町
広島県西部建設事務所呉支所	広島県西部建設事務所呉支所野呂川ダム管理事務所	呉市安浦町
	広島県西部建設事務所東広島支所棕梨ダム管理事務所	東広島市河内町
広島県西部建設事務所東広島支所	広島県西部建設事務所東広島支所福富ダム管理事務所	東広島市福富町

(その他の事業所の設置)

第一百一条 建設事務所が行う事業の遂行上必要があるときは、所要の地に事業所を置くことができる。

2 前項の事業所の名称及び位置は、別に定めて公示する。

第十三款 港湾振興事務所

(名称、位置及び所管港湾等)

第一百二条 行政機関設置条例第十四条の規定により設置された港湾振興事務所の名称、位置並びに所管する港湾、漁港及び海岸は、次のとおりである。

名 称	位 置	所管する港湾、漁港及び海岸
広島県広島港湾振興事務所	広島市南区宇品海岸二丁目	広島港、小用港、大柿港、鹿川港、中田港、三高港、草津漁港、五日市漁港、美能漁港、畑漁港、深江漁港、柿浦漁港及び広島市似島海岸（地先海面を含む。）

（所管事務）

第百三条 広島県広島港湾振興事務所（以下「広島港湾振興事務所」という。）は、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 広島港整備計画の推進に関すること。
- 二 港湾、漁港及び海岸保全施設に関する工事の調査、設計及び実施に関すること。
- 三 公共用土地物件の取得及び工事の執行に伴う損失補償に関すること。
- 四 港湾区域、漁港区域、海岸保全区域、臨港地区、公有水面等の管理に関すること。
- 五 港湾計画に係る地元調整に関すること。
- 六 広島港の利用促進に関すること。
- 七 港湾調査及び港勢調査に関すること。
- 八 臨海部土地造成事業に係る分譲地の管理及び処分に関すること。

（内部組織）

第百四条 広島港湾振興事務所に次表上欄に掲げる課及び事業所を置き、同欄に掲げる課及び事業所に当該下欄に掲げる係を置く。

課及び事業所名	係 名
総務課	庶務係、工事係
港営課	管理係、港営係
調整課	調整係
工務課	工務第一係、工務第二係
広島ポートルネッサンス21建設事業所	建設係

（各課の分掌事務）

第百五条 広島港湾振興事務所の各課及び事業所の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- 一 所の庶務に関すること。
- 二 工事の執行に関する契約その他の事務に関すること。
- 三 土地物件の管理に関すること。（港営課の所掌に属するものを除く。）
- 四 前三号のほか、他課の所掌に属しないこと。

港営課

- 一 港湾区域、漁港区域、海岸保全区域、臨港地区、公有水面等の管理に関する事
- 二 港湾施設及び漁港施設等の利用及び管理に関する事
- 三 広島港の利用促進に関する事
- 四 港湾調査及び港勢調査に関する事

調整課

- 一 広島港整備計画の推進に関する事
- 二 港湾事業及び漁港事業の調査に関する事
- 三 港湾計画に係る地元調整に関する事
- 四 公共用土地物件の取得及び工事の執行に伴う損失補償に関する事
- 五 臨海部土地造成事業に係る分譲地の管理及び処分に関する事

工務課

- 一 港湾、漁港及び海岸保全施設工事の調査、設計及び実施並びに監督に関する事
 - 二 港湾、漁港及び海岸保全施設の維持修繕及び災害復旧に関する事
- 広島ポータルネットワークス21建設事業所
ポータルネットワークス21事業の建設に関する事

(各係の分掌事務)

第百六条 広島港湾振興事務所の課に置かれる係の分掌事務は、広島港湾振興事務所の長が定める。

第二節 地方分課機関

第一款 消防学校

(設置)

第百七条 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第五十一条の規定により、広島県消防学校（以下「消防学校」という。）を置く。

2 消防学校の位置は、広島市安佐北区倉掛二丁目とする。

(所掌事務)

第百八条 消防学校は、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 市町の消防職員及び消防団員の教育訓練に関する事
- 二 消防に関する学術技能及びその運用法の調査研究に関する事

(内部組織)

第百九条 消防学校に次の課を置く。

総務課

教務課

(各課の分掌事務)

第百十条 消防学校の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- 一 校の庶務に関する事

- 二 教育訓練計画の調整に関すること。
- 三 学生の入退校及び修了に関すること。
- 四 宿泊施設の運営に関すること。
- 五 前各号のほか、教務課の所掌に属しないこと。

教務課

- 一 教育訓練計画の立案に関すること。
- 二 市町の消防職員及び消防団員の教育訓練の実施に関すること。
- 三 学生の生活指導に関すること。
- 四 教育訓練の内容及び方法の調査研究に関すること。
- 五 教育訓練に関する資料の収集、整理及び保存に関すること。
- 六 教育訓練についての関係機関に対する協力及び技術的助言に関すること。

第二款 東京事務所

(設置)

第一百一十一条 県と中央官庁等との間における事務の推進及び連絡を図るため、広島県東京事務所（以下「東京事務所」という。）を置く。

2 東京事務所の位置は、東京都港区虎ノ門一丁目とする。

(所掌事務)

第一百十二条 東京事務所は、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 県と中央官庁等との間における事務の推進及び連絡に関すること。
- 二 県政の運営に関する必要な事項の調査及び資料の整備に関すること。
- 2 東京事務所は、前項に規定する事務のほか、前項に掲げる事務に相当する県教育委員会からの委任事務に関することを分掌する。
- 3 東京事務所は、前二項に規定する事務のほか、県内産業の振興に資する情報の収集及び提供に関する事務、企業立地に関し本県と関係方面との間における事務の推進及び連絡に関する事務並びに本県観光地の宣伝及び紹介に関する業務を行い、並びに別に定めるところにより公舎の管理及び広島県東京職員寮に関する事務を分掌する。

(内部組織)

第一百三十三条 東京事務所に次の課を置く。

総務課

文教課

企画課

環境県民課

健康福祉課

商工労働課

農林水産課

土木課

(各課の分掌事務)

第百十四条 東京事務所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- 一 所の庶務に関すること。
- 二 第百十二条第一項各号に掲げる事務のうち、他課の所掌に属しないものに関すること。

三 公舎の管理に関すること。

四 広島県東京職員寮に関すること。

五 前各号のほか、他課の所掌に属しないこと。

文教課

第百十二条第一項各号に掲げる事務のうち、環境県民局総務管理部学事課の所掌事務に係るものに関する事及び同条第二項に規定する事務に関する事。

企画課

第百十二条第一項各号に掲げる事務のうち、企画振興局の所掌事務に係るものに関する事。

環境県民課

第百十二条第一項各号に掲げる事務のうち、環境県民局(総務管理部学事課の所掌に属するものを除く。)の所掌事務に係るものに関する事。

健康福祉課

第百十二条第一項各号に掲げる事務のうち、健康福祉局の所掌事務に係るものに関する事。

商工労働課

第百十二条第一項各号に掲げる事務のうち、商工労働局の所掌事務に係るものに関する事。

農林水産課

第百十二条第一項各号に掲げる事務のうち、農林水産局の所掌事務に係るものに関する事。

土木課

第百十二条第一項各号に掲げる事務のうち、土木局及び都市局の所掌事務に係るものに関する事。

第三款 自治総合研修センター

(設置)

第百十五条 県及び市町の職員に対する研修を行うため、広島県自治総合研修センター(以下「研修センター」という。)を置く。

2 研修センターの位置は、広島市西区大芝二丁目とする。

(所掌事務)

第一百六条 研修センターは、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 県及び市町の職員に対する研修の企画及び実施に関すること。
- 二 研修についての関係機関に対する協力及び技術的助言に関すること。
- 三 研修の内容及び方法の調査研究に関すること。

第四款 大阪情報センター

(設置)

第一百七条 産業情報、観光情報その他の情報の収集、提供等を行い、県内産業の振興を図るため、広島県大阪情報センター(以下「大阪情報センター」という。)を置く。

2 大阪情報センターの位置は、大阪市北区梅田一丁目とする。

(所掌事務)

第一百八条 大阪情報センターは、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 県内産業の振興に資する情報の収集及び提供に関すること。
- 二 企業立地に関し本県と関係方面との間における事務の推進及び連絡に関すること。
- 三 本県観光地の宣伝及び紹介に関すること。
- 四 公舎の管理に関すること。

第五款 農業技術指導所

(名称、位置及び所管区域)

第一百十九条 農業改良助長法(昭和二十三年法律第六十五号)第十二条第一項の規定により、普及指導センターを置く。

2 普及指導センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
広島県西部農業技術指導所	東広島市八本松町	広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡及び豊田郡
広島県東部農業技術指導所	福山市三吉町一丁目	三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡及び神石郡
広島県北部農業技術指導所	三次市十日市東四丁目	三次市及び庄原市

(所掌事務)

第二百十条 広島県農業技術指導所は、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 集落農場型農業生産法人等の担い手の育成及び経営・技術の高度化の普及指導に関すること。
- 二 農畜産物の生産及び流通に係る新技術の導入並びに農畜産業に係る経営・技術の高度化の普及指導に関すること。
- 三 試験研究機関等との連携及び調整に関すること。

- 四 農業情報の収集、加工及び提供並びに農業技術の普及及び研修に関すること。
- 五 前各号のほか、普及指導活動に関する調査研究並びに農業経営の改善に関する科学的技術及び知識の総合的な普及指導に関すること。

第六款 森林環境づくり支援センター

(設置)

第二百一十一条 森林の持つ公益的機能の維持・発揮に必要な技術及び知識の普及並びに林業経営の改善に関する技術及び知識の普及に関する業務を行うため、広島県森林環境づくり支援センターを置く。

(名称、位置及び所管区域)

第二百二十二条 広島県森林環境づくり支援センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
広島県森林環境づくり支援センター	三次市十日市町	県内全域

(所掌事務)

第二百二十三条 広島県森林環境づくり支援センター(以下「森林環境づくり支援センター」という。)は、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 森林の持つ公益的機能の維持・発揮に必要な技術及び知識の普及指導に関すること。
- 二 林業経営の改善に関する技術及び知識の普及指導に関すること。
- 三 林業、木材産業及び森林に関する情報の収集、加工及び提供並びに林業技術の普及及び研修を行うこと。

第七款 広島西飛行場事務所

(設置)

第二百二十四条 広島県広島西飛行場(以下「広島西飛行場」という。)の管理運営等を行うため、広島県広島西飛行場事務所(以下「広島西飛行場事務所」という。)を置く。

2 広島西飛行場事務所の位置は、広島市西区観音新町四丁目とする。

(所掌事務)

第二百二十五条 広島西飛行場事務所は、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 広島西飛行場の管理運営に関すること。
- 二 広島西飛行場に係る航空障害灯の設置及び管理に関すること。
- 三 コミュニター航空の調査、研究及び普及に関すること。
- 四 広島空港事務所との連絡調整に関すること。
- 五 広島西飛行場整備工事の調査、設計及び実施に関すること。

(内部組織)

第二百二十六条 広島西飛行場事務所に次の課を置く。

総務課

航空管理課

(各課の分掌事務)

第二百二十七条 広島西飛行場事務所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- 一 所の庶務に関する事。
- 二 工事の執行、業務の委託等に関する契約その他の事務に関する事。
- 三 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）、広島県広島西飛行場条例（平成五年広島県条例第二十九号）等に基づく許可、承認等に関する事。
- 四 財産管理に関する事。
- 五 使用料等の徴収に関する事。
- 六 コミュニター航空の調査、研究及び普及に関する事。
- 七 使用事業者等との調整に関する事。
- 八 騒音等の苦情に関する事。
- 九 航空機事故、不法奪取等の対策に関する事。
- 十 広島空港事務所との連絡調整に関する事。
- 十一 前各号のほか、航空管理課の所掌に属しない事。

航空管理課

- 一 広島西飛行場の施設の維持管理に関する事。
 - 二 広島西飛行場に係る航空障害灯の設置及び管理に関する事。
 - 三 気象観測業務の実施に関する事。
 - 四 利用航空機の運航に必要な情報の提供に関する事。
 - 五 広島西飛行場整備工事の調査、設計及び実施並びに監督に関する事。
- 第三章第四節第一款中第三百三十条を第二百二十八条とし、第三百三十一条を第二百二十九条とする。

第三章第四節第二款から第二十五款までの款名を削る。

第三百三十一条の二を第三百十条とし、同条の前に次の款名を付する。

第二款 総合技術研究所

第三百三十一条の三を第三百三十一条とし、第三百三十一条の六から第三百三十三条までを削り、第三百三十一条の四を第三百三十二条とし、第三百三十一条の五を第三百三十三条とし、第三百三十四条の前に次の款名を付する。

第三款 三次看護専門学校

第三百三十八条の前に次の款名を付する。

第四款 総合精神保健福祉センター

第四百四十二条の前に次の款名を付する。

第五款 身体障害者更生相談所

第四百四十四条から第四百四十九条までを削り、第百五十条を第四百四十四条とし、同条の前に次の款名を付する。

第六款 広島学園

第百五十一条を第四百四十五条とし、第百五十二条を第四百四十六条とし、第百五十三条を第四百四十七条とし、第百五十四条から第百七十四条までを削り、第百七十五条を第四百四十八条とし、同条の前に次の款名を付する。

第七款 県立病院

第百七十六条を第四百四十九条とし、第百七十七条を第百五十条とし、第百七十八条を第百五十一条とし、第百七十八条の二を第百五十二条とし、第百七十九条から第百九十一条までを削り、第百九十一条の二を第百五十三条とし、同条の前に次の款名を付する。

第八款 職業能力開発校

第百九十一条の三を第百五十四条とし、第百九十一条の四を第百五十五条とし、第百九十一条の五を第百五十六条とし、第百九十一条の六を第百五十七条とし、同条の前に次の款名を付する。

第九款 障害者職業能力開発校

第百九十一条の七を第百五十八条とし、第百九十一条の八を第百五十九条とし、第百九十一条の九を第百六十条とし、第百九十二条から第百九十一条の五までを削り、第百九十二条を第百六十一条とし、同条の前に次の款名を付する。

第十款 農業技術大学校

第百九十三条を第百六十二条とし、第百九十四条を第百六十三条とし、第百九十五条を第百六十四条とする。

第三章第四節を同章第三節とする。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。